

独立行政法人農業者年金基金の  
中期目標期間（平成25年度から平成29年度）  
に見込まれる業務の実績に関する評価書

厚生労働省  
農林水産省

## 様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要

| 1. 評価対象に関する事項 |                  |                          |  |
|---------------|------------------|--------------------------|--|
| 法人名           | 独立行政法人農業者年金基金    |                          |  |
| 評価対象中期目標期間    | 見込評価（中期目標期間実績評価） | 第3期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。） |  |
|               | 中期目標期間           | 平成25～29年度                |  |

| 2. 評価の実施者に関する事項 |        |         |                   |
|-----------------|--------|---------|-------------------|
| 主務大臣            | 農林水産大臣 |         |                   |
| 法人所管部局          | 経営局    | 担当課、責任者 | 経営政策課長 森田 健児      |
| 評価点検部局          | 大臣官房   | 担当課、責任者 | 広報評価課長 長野 麻子      |
| 主務大臣            | 厚生労働大臣 |         |                   |
| 法人所管部局          | 年金局    | 担当課、責任者 | 企業年金・個人年金課長 青山 桂子 |
| 評価点検部局          | 政策統括官  | 担当課、責任者 | 政策評価官室政策評価官 牧野 利香 |

| 3. 評価の実施に関する事項  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月13日 監事からの意見聴取</li> <li>・ 7月25日 独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び有識者会議の開催</li> </ul> |

| 4. その他評価に関する重要事項   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> |

## 様式 1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 総合評定

| 1. 全体の評定          |  |                       |
|-------------------|--|-----------------------|
| 評定<br>(S、A、B、C、D) | B：全体として概ね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。   | (参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用 |
| 評価に至った理由          | 項目別評定は、15 項目中、Aが1項目、Bが13項目、評価の対象外が1項目と、B評定が多数を占めており、また、総合評定を引き下げる事象もないことから、農林水産省の評価基準に基づきB評定とした。 |                       |

| 2. 法人全体に対する評価       |  |
|---------------------|--|
| 法人全体の評価             | <p>項目別評定においては、個別の課題等はあるものの、業務及び組織全体としては、中期目標における所期の目標の達成に向け、概ね適切に業務運営が行われており、平成 29 年度においても、年度計画に基づき、中期目標及び中期計画に沿った取組が進められることが見込まれると評価する。</p> <p>なお、次欄に記載したとおり、今期中期目標期間中においては、会計実地検査により年金の不適正支給が判明したが、法人において再発防止策等の必要な是正及び改善処置が講じられており、法人全体の信用を失墜させる事態には至らなかったものと認められる。</p>   |
| 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 | <p>今期中期目標期間において、会計実地検査により、農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているにもかかわらず経営移譲年金<sup>(注)</sup>の支給を受けていることが判明したため、会計検査院法第34条の規定に基づき、本法人の長に対し、再発防止等を求める処置要求文書が発出され、会計検査院の「平成 26 年度決算検査報告」に措置要求事項として記載されたところ。</p> <p>このため、本法人においては、会計検査院の指摘を踏まえ、年金受給者に対する調査及び不適正支給が判明した事案の是正処理を進めるとともに、こうした事態が再び生じないように、再発防止策を新たに講じるなど、法人の信頼回復に向け、必要な措置が適切に講じられているものと認められる。</p> <p>注：旧農業者年金基金法に基づき、65 歳までに後継者又は第三者に農業経営を移譲して農業を廃止又は縮小した者に支給される年金であり、農業経営を再開等した場合には、年金の支給が停止される仕組みとなっている。</p> |

| 3. 課題、改善事項など        |  |
|---------------------|--|
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項   | <p><b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>○ 加入推進目標の設定については、政策年金としての農業者年金制度の役割を踏まえ、次期中期計画においても、引き続き、若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めることが必要（「3 制度の普及推進及び情報提供の充実」）。</p> <p><b>II 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>○ 電子情報提供システムの利用促進については、事務処理の一層の効率化を図る観点から、次期中期計画において、新システムの利用が可能な全ての受託機関において利用されることを目指し、受託機関による利用率の更なる向上を図ることが必要（「2 業務運営の効率化」）。</p> |
| その他改善事項             | 該当なし。  |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 該当なし。  |

| 4. その他事項 |       |
|----------|-------|
| 監事等からの意見 | 特になし。 |
| その他特記事項  |       |

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表

| 評価項目                                     | 評価年度 |      |      |      |      | 中期目標期間<br>評価 |            | 項目別<br>No | 備考  |
|--|------|------|------|------|------|--------------|------------|-----------|-----|
|  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 見込評価         | 期間実績<br>評価 |           |     |
| <b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> |      |      |      |      |      |              |            |           |     |
| 1 農業者年金事業                                | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第2-1      | P4  |
| 2 年金資産の安全かつ効率的な運用                        | A    | B    | B    | B    |      | A            |            | 第2-2      | P8  |
| 3 制度の普及推進及び情報提供の充実                       | A    | C    | B    | B    |      | B            |            | 第2-3      | P14 |
| <b>II 業務運営の効率化に関する事項</b>                 |      |      |      |      |      |              |            |           |     |
| 1 業務運営の効率化による経費の抑制等                      | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第1-1      | P21 |
| 2 業務運営の効率化                               | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第1-2      | P26 |
| 3 組織運営の合理化                               | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第1-3      | P29 |
| 4 委託業務の効率的・効果的实施                         | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第1-4      | P31 |
| 5 業務運営能力の向上等                             | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第1-5      | P34 |
| 6 内部統制の充実・強化                             | A    | C    | B    | B    |      | B            |            | 第1-6      | P38 |
| <b>III 財務内容の改善に関する事項</b>                 |      |      |      |      |      |              |            |           |     |
| 財務内容の改善に関する事項                            | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第3        | P45 |

| 評価項目                                 | 評価年度 |      |      |      |      | 中期目標期間<br>評価 |            | 項目別<br>No | 備考  |
|--------------------------------------|------|------|------|------|------|--------------|------------|-----------|-----|
|                                      | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 見込評価         | 期間実績<br>評価 |           |     |
| <b>IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b> |      |      |      |      |      |              |            |           |     |
| 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画           | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第4        | P47 |
| <b>V 短期借入金の限度額</b>                   | —    | —    | —    | —    |      | —            |            | 第5        | P49 |
| <b>VI 長期借入金</b>                      | A    | B    | B    | B    |      | B            |            |           | P50 |
| <b>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>     |      |      |      |      |      |              |            |           |     |
| 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第6-1      | P51 |
| 2 積立金の処分に関する事項                       | A    | B    | B    | B    |      | B            |            | 第6-2      | P53 |

※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評価が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評価が標準。

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

|                    |         |                   |                      |
|--------------------|---------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |         |                   |                      |
| 第2-1               | 農業者年金事業 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —       | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|             |                 |             |        |        |        |        |      |      |
|-------------|-----------------|-------------|--------|--------|--------|--------|------|------|
| 2. 主要な経年データ |                 |             |        |        |        |        |      |      |
| 評価の対象となる指標  | 達成目標            | 基準値         | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度 | 参照情報 |
| 標準処理期間内処理割合 | 提出された申出書等の97%以上 |             | 98.35% | 97.66% | 98.19% | 98.31% |      |      |
| 申出書等の返戻率    | 10%未満           | 前期5カ年平均7.9% | 7.7%   | 6.6%   | 8.2%   | 7.4%   |      |      |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価   |  |  |   |   |                                     |           |  |
|--|--|--|---|---|-------------------------------------|-----------|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |                                     | 主務大臣による評価 |  |
|  |  |  | 業務実績  | 自己評価  | (見込評価)                              | (期間実績評価)  |  |
| 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項                     | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置  |  |   |   |                                     |           |  |
| 1 農業者年金事業  | 1 農業者年金事業  |  |   |   |                                     | B         |  |
| (1) 年金給付業務の適切な執行等<br>被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切 | 農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。<br><br>(1) 被保険者資格の適正な管理<br>適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の | <主な定量的指標><br><br><その他の指標><br>・ 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合の実施。<br>・ 突合の結果を踏まえた適正な管理。<br><br><評価の視点><br>・ 突合を行っている | <主要な業務実績><br>農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合性を図るため、毎年度2回両記録の突合を実施した。<br>その結果を踏まえて、不整合となった被保険者(以下「不整合者」という。)に係る記録確認リストを該当する全ての業務受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、全ての当該不整合者に対して基金からも届出書等の提出を促すための通知を送付した。<br>また、27年度より、不整合の多い国民年金付加保険料の納付届出の指導については、加入申込書に重要事項の説明を行ったことの確認欄を設けて業務受託機関による加入申込者への重要事項の説明を義務付け、新規加入の際に従来から行っていた納付の手続きの指導に加えて、重要事項の説明の中でも納付届出の手続きが必要なことを説明するようにした。 | <評定と根拠><br>評定：b<br>毎年度、計画どおり農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の突合を実施し、不整合者に対して、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけた。<br>29年度においても、引き続き実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。 | 評定：b<br><評定に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |           |  |

な年金給付を行う。

被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

か。  
・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。

不整合者の状況

| 年度 | 突合月 | 突合対象者   | 不整合者数【不整合者の割合】 |             |
|----|-----|---------|----------------|-------------|
|    |     |         | 当初             | 6ヶ月経過後      |
| 25 | 5   | 83,405人 | 1,663人【1.99%】  | 664人【0.80%】 |
|    | 11  | 82,085人 | 1,423人【1.73%】  | 627人【0.76%】 |
| 26 | 5   | 80,964人 | 1,891人【2.34%】  | 574人【0.71%】 |
|    | 11  | 80,798人 | 1,272人【1.57%】  | 535人【0.66%】 |
| 27 | 5   | 78,297人 | 1,421人【1.81%】  | 494人【0.63%】 |
|    | 11  | 77,099人 | 1,498人【1.94%】  | 464人【0.60%】 |
| 28 | 5   | 76,042人 | 1,740人【2.29%】  | 507人【0.67%】 |
|    | 11  | 75,196人 | 1,211人【1.61%】  | 454人【0.60%】 |

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(2) 年金裁定請求の勸奨

年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

＜主な定量的指標＞  
＜その他の指標＞  
裁定請求の勸奨。  
＜評価の視点＞  
農業者年金の受給権が発生する者等に対して裁定請求の勸奨を行い、裁定請求書の提出を働きかけているか。

＜主要な業務実績＞

年金の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求の勸奨を文書で行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。

65歳到達1ヶ月前勸奨文書送付実績 (単位：人)

| 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 計      |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 4,819 | 7,230 | 8,149 | 7,419 | 1,464 | 29,081 |

注：29年度は4～6月実績。

また、65歳を超えても裁定請求しない者に対しても勸奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。

65歳超で裁定請求を行っていない者への勸奨文書送付実績 (単位：人)

| 25年度 | 26年度 | 27年度  | 28年度 | 29年度 | 計     |
|------|------|-------|------|------|-------|
| 758  | 755  | 1,374 | 923  | 707  | 4,517 |

＜評定と根拠＞

評定：b  
毎年度計画どおり裁定請求の勸奨を実施し、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけた。

29年度においても引き続き実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：b  
＜評定に至った理由＞  
左記のとおり、認められる。

(2) 手続の迅速化等  
農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに

(3) 申出書等の迅速な処理  
① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果につ

＜主な定量的指標＞  
標準処理期間内処理割合。  
＜その他の指標＞  
申出書等の処理状況の調査結果の公表。

＜主要な業務実績＞

平成25年度以降、いずれの年度においても提出された申出書等の処理について、その97%以上を標準処理期間内に処理するという目標を達成した。また、申出書等の処理状況の調査結果は年2回（9月及び3月）ホームページで公表した。

なお、標準処理期間内に処理できなかったものについては、該当農業協同組合・農業委員会へ聴き取りを行うとともに指導を行った。主な原因としては、申出書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、添付書類の準備及び記入内容の確認に時間を要したこと等となっていた。

＜評定と根拠＞

評定：b  
毎年度、申出書等の標準処理期間内での処理割合は、目標の97%以上を達成するとともに、結果を計画どおり年2回公表した。

29年度においても、引き続き提出された申出書等について迅速に処理することとしており、中期計画における所期

評定：b  
＜評定に至った理由＞  
左記のとおり、認められる。

| <p>定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>   | <p>いて、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>  | <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>         ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。<br/>         ・処理状況の調査結果を公表しているか。</p>  | <p>標準処理期間内の処理割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理件数</th> <th>標準処理期間内の処理件数 (割合：%)</th> <th>達成率 度合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">25年度</td> <td>8月</td> <td>2,173</td> <td>2,130 (98.02)</td> <td>101.05</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2,922</td> <td>2,881 (98.60)</td> <td>101.65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">26年度</td> <td>8月</td> <td>3,770</td> <td>3,706 (98.30)</td> <td>101.34</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>4,804</td> <td>4,668 (97.17)</td> <td>100.18</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27年度</td> <td>8月</td> <td>3,438</td> <td>3,377 (98.23)</td> <td>101.27</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>4,335</td> <td>4,255 (98.15)</td> <td>101.19</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">28年度</td> <td>8月</td> <td>3,248</td> <td>3,181 (97.94)</td> <td>100.97</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>4,483</td> <td>4,419 (98.57)</td> <td>101.62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29,173</td> <td>28,617 (98.09)</td> <td>101.12</td> </tr> </tbody> </table> |        | 処理件数 | 標準処理期間内の処理件数 (割合：%) | 達成率 度合 (%) | 25年度 | 8月     | 2,173 | 2,130 (98.02) | 101.05 | 2月     | 2,922 | 2,881 (98.60) | 101.65 | 26年度   | 8月    | 3,770 | 3,706 (98.30) | 101.34 | 2月  | 4,804 | 4,668 (97.17) | 100.18 | 27年度 | 8月 | 3,438 | 3,377 (98.23) | 101.27 | 2月  | 4,335  | 4,255 (98.15)  | 101.19 | 28年度 | 8月 | 3,248 | 3,181 (97.94) | 100.97 | 2月 | 4,483 | 4,419 (98.57) | 101.62 | 計 | 29,173 | 28,617 (98.09) | 101.12 | <p>の目標を十分に達成すると見込まれることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)<br/>         s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある<br/>         a : 数値の達成度合が120%以上<br/>         b : 数値の達成度合が100%以上120%未満<br/>         c : 数値の達成度合が80%以上100%未満<br/>         d : 数値の達成度合が80%未満</p> |  |
|---|--|--|---|--------|------|---------------------|------------|------|--------|-------|---------------|--------|--------|-------|---------------|--------|--------|-------|-------|---------------|--------|-----|-------|---------------|--------|------|----|-------|---------------|--------|-----|--|--|--------|------|----|-------|---------------|--------|----|-------|---------------|--------|---|--------|----------------|--------|--|--|
|   | 処理件数   | 標準処理期間内の処理件数 (割合：%)  | 達成率 度合 (%)  |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 25年度  | 8月   | 2,173  | 2,130 (98.02)   | 101.05 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
|   | 2月   | 2,922  | 2,881 (98.60)   | 101.65 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 26年度  | 8月   | 3,770  | 3,706 (98.30)   | 101.34 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
|   | 2月   | 4,804  | 4,668 (97.17)   | 100.18 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 27年度  | 8月   | 3,438  | 3,377 (98.23)   | 101.27 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
|   | 2月   | 4,335  | 4,255 (98.15)   | 101.19 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 28年度  | 8月   | 3,248  | 3,181 (97.94)   | 100.97 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
|   | 2月   | 4,483  | 4,419 (98.57)   | 101.62 |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 計   | 29,173   | 28,617 (98.09)   | 101.12  |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| <p>(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化<br/>         加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。<br/>         また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p> | <p>② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。</p> <p>③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。</p> <p>(参考：標準処理期間)<br/>         平成25年度<br/>         ・加入申出書 60日以内<br/>         ・年金裁定請求書 90日以内</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>         &lt;その他の指標&gt;<br/>         標準処理期間の短縮。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>         ・標準処理期間の見直しを行ったか。<br/>         ・申出書等の返戻防止に取り組んでいるか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>         新たな農業者年金記録管理システムは平成26年2月より本格運用を開始し、以下のとおり標準処理期間を見直し、短縮化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入申込書 60日以内 → 30日以内</li> <li>・年金裁定請求書 90日以内 → 60日以内</li> </ul> <p>また、25年度以降、毎年度、返戻件数が減少するように業務受託機関に指導を行った結果、28年度までいずれの年度においても、100%近いレベルでの標準処理期間内処理を行い、年度計画の返戻率10%未満の目標を達成した。</p> <p>申出書等の返戻状況 (単位：件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>12,441</td> <td>953</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>11,854</td> <td>781</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>13,198</td> <td>1,087</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>10,687</td> <td>789</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48,180</td> <td>3,610</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回の中期計画5カ年の平均=7.9%</p>   | 年度     | 受付件数 | 返戻件数                | 返戻率        | 25年度 | 12,441 | 953   | 7.7           | 26年度   | 11,854 | 781   | 6.6           | 27年度   | 13,198 | 1,087 | 8.2   | 28年度          | 10,687 | 789 | 7.4   | 29年度          | —      | —    | —  | 計     | 48,180        | 3,610  | 7.5 | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/>         評定：b<br/>         平成25年度に新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせて標準処理期間を見直し、計画どおり短縮化した。<br/>         また、毎年度、標準処理期間内での処理は目標を達成するとともに、返戻率10%未満の目標も達成した。<br/>         29年度においても、業務受託機関への指導と併せて適切な事務処理を実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)<br/>         s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br/>         a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/>         b : 取組は十分である<br/>         c : 取組はやや不十分であり、改善を要する<br/>         d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b<br/>         &lt;評定に至った理由&gt;<br/>         左記のとおり、認められる。</p> |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 年度  | 受付件数   | 返戻件数   | 返戻率   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 25年度  | 12,441   | 953  | 7.7   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 26年度  | 11,854   | 781  | 6.6   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 27年度  | 13,198   | 1,087  | 8.2   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 28年度  | 10,687   | 789  | 7.4   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 29年度  | —  | —  | —   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |
| 計   | 48,180   | 3,610  | 7.5   |        |      |                     |            |      |        |       |               |        |        |       |               |        |        |       |       |               |        |     |       |               |        |      |    |       |               |        |     |  |  |        |      |    |       |               |        |    |       |               |        |   |        |                |        |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  | 平成26年度以降(新システム運用開始後) <ul style="list-style-type: none"><li>・加入申出書<br/>30日以内</li><li>・年金裁定請求書<br/>60日以内</li></ul> |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|



様式 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

|                    |                 |                   |                      |
|--------------------|-----------------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                 |                   |                      |
| 第2-2               | 年金資産の安全かつ効率的な運用 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —               | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|             |      |     |      |      |      |      |      |      |
|-------------|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 2. 主要な経年データ |      |     |      |      |      |      |      |      |
| 評価の対象となる指標  | 達成目標 | 基準値 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 参照情報 |
|             |      |     |      |      |      |      |      |      |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 |   |  |  |   |   |  |          |
|--|---|--|--|---|---|--|----------|
|  | 中期目標  | 中期計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   | 主務大臣による評価  |          |
|  |   |  |  | 業務実績  | 自己評価  | (見込評価)   | (期間実績評価) |
|  | 2 年金資産の安全かつ効率的な運用   | 2 年金資産の安全かつ効率的な運用  |  |   |   | A  |          |
|  | (1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。 | (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。<br>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。<br>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金 | <主な定量的指標><br><その他の指標><br>・安全かつ効率的な管理・運用。<br>・運用状況及び運用結果の評価・分析。<br>・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。<br><評価の視点><br>・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。<br>・資金運用委員会で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。 | <主要な業務実績><br>1 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、毎年度、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守した運用を行った。<br>(1) 被保険者ポートフォリオ<br>基本方針を遵守し、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。<br>(2) 受給権者ポートフォリオ<br>基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。<br>(3) 被保険者危険準備金ポートフォリオ<br>基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。<br>(4) 受給権者危険準備金ポートフォリオ<br>基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。<br><br>ポートフォリオごとの各年度の期末における運用残高は下表のとおりである。 | <評価と根拠><br>評価：a<br>1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。<br>2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金資産構成割合についての検証を行った。特に27年4月から資金運用委員会を外部専門家のみ構成に一新したことで、より専門的、客観的な評価・分析等及び検証が行われた。<br>3 加えて、業務実績の記載のとおり、当初計画時には想定されていなかった運用環境の変化等に対して迅速に対応策を模索し、安全か | 評価：a<br><評価に至った理由><br>左記のとおり、毎年度、計画どおり、基本方針に基づいて、年金資産の安全かつ効率的な運用が適切に行われたことに加え、マイナス金利の進行という急速な運用環境の変化にも適確に対応し、年金財政への悪影響（損失の発生）を最大限回避する方策を速やかに実行するなど、目標を上回る成果が認められることから、a 評価とした。 |          |

運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じて見直しを行っているか。

各年度末の残高 (単位：億円)

| 区 分                  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 被保険者ポートフォリオ          | 1,975 | 2,154 | 2,124 | 2,206 | -    |
| うち自家運用               | 612   | 652   | 665   | 674   | -    |
| うち外部運用               | 1,363 | 1,503 | 1,459 | 1,532 | -    |
| 受給権者ポートフォリオ          | 277   | 389   | 533   | 623   | -    |
| 被保険者危険準備金<br>ポートフォリオ | 43    | 60    | 81    | 79    | -    |
| 受給権者危険準備金<br>ポートフォリオ | 12    | 14    | 18    | 20    | -    |

2 また、本中期計画期間においては、日銀による平成25年4月の量的・質的金融緩和政策の導入、26年10月の追加の金融緩和政策及び28年1月のマイナス金利政策導入等の影響により長期金利の急速な低下が起き、運用環境は計画策定時の想定とは大きく異なるものとなった。

さらに、内閣官房に設置された「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」が25年11月に取りまとめた報告書（以下、「有識者会議報告書」という。）を踏まえ、GPIF等においては、資産運用の考え方を変化させ、株式比率を増やしたリスクを取る運用へのシフトが見られた。

このような、当初計画時に想定していなかったような運用環境等の変化が起こる中で、基金は、常に迅速な対応策を模索し、また、必要に応じて基本方針の見直しも視野に入れた検討を重ね、安全かつ効率的な運用が行えるよう努めてきた。

(1) 25年11月付けの「有識者会議報告書」において、「国内債券を中心とするポートフォリオの見直し」等が提言されたことを踏まえ、基金においても、年金資産の構成割合について、外部専門家を交えた資金運用委員会において検討を行い、その結果、基金は確定拠出型の年金制度として加入者の意向を尊重する必要があることから、資金運用に保守的な加入者の意向を踏まえ、リスクの低いポートフォリオを維持することが望ましいとの結論を得た。

(2) 28年1月以降は、日銀によるマイナス金利導入により、長期金利がマイナスとなるなど、急速にマイナス金利が進行し、満期保有目的で残存10年の債券を保有している自家運用では、国内債券での運用が困難になるという想定外の事態に直面した。このため、被保険者ポートフォリオの自家運用において、マイナス利回り債券の購入による損失の回避を目的として、従来の国債、政府保証債に加え、地方債を購入対象に含めることとし、実際に28年

つ効率的な運用が行えるよう努めた。

特に、想定以上に急速にマイナス金利が進行するという運用環境の悪化に迅速に対応し、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に抵触しない範囲で採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオ合わせて約0.5億円程度の損失（基金による推計）を回避することができた。（29年3月末時点）

4 資産運用についてパンフレット同封等の工夫を凝らして加入者アンケートを実施し、過去の同様のアンケート調査よりも多くの加入者から回答を得て、アンケート結果を30年度から採用する年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検討の際の参考として活用できている。

29年度においても、上記1～3の取り組みを継続することとしており、中期計画における所期の目標を上回る成果を達成すると見込まれることから、a 評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

5月及び9月に地方債を購入した。また、購入対象の国内債券がすべてマイナス利回りとなった場合は、自家運用では購入せず、外部運用の追投財源とすることができるよう、運用についての内規を改正し、実際に28年7月に外部運用の追投財源とした。この5月、7月、9月の対応により、損失約800万円（基金による推計）を回避できたと考えられる。

受給権者ポートフォリオについては、国内債券の運用で予定利率（農林水産省告示）に相当する利回りを確保することが困難となり、年金財政の悪化が懸念されるという想定外の事態に直面した。このため、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、28年6月に農林水産省へ届出を行った上で、暫定的措置として、マイナス利回りの債券を購入せず、短期資産を活用する運用を行った。これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失約0.4億円（基金による推計）を回避できたと考えられる。（29年3月末時点）

また、29年4月には、受給権者ポートフォリオについて、年金財政へ寄与させるため、年度内に償還を迎える国内債券を償還前に売却したところであり、これにより償還まで持ち切った場合と比べ、約100万円の利益を得た。

3 資金運用委員会を毎年度6月に開催し、前年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析等を行った。資金運用委員会については、26年度までは、外部専門家と有識者のほか、基金の役員もメンバーに含む構成であったが、ガバナンスの一層の強化を図るため、27年4月より、資金運用に関する専門的知見を豊富に有する外部専門家のみ構成に一新し、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させた。これにより、27年度以降は、運用状況、運用結果に対する評価・分析等についても、より専門的、客観的に行われ、26年度及び27年度の基金の運用については、妥当であるとの意見をいただいた。

また、26年度においては27年3月に、27年度においては28年1月に、28年度においては29年2月に第2回目の資金運用委員会を開催し、資金運用の諸課題についても検討を行った。

29年度においても、29年6月に、28年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。また、この他に3回程度開催し、次期政策アセットミックスの策定に向けた諸課題等について検討を行う予定としている。

4 政策アセットミックスについては、毎年度6月の資金運用委員会において検証し、見直す必要はないとの結論を得た。

上記3のとおり、資金運用委員会は、27年4月より外部専門家の

みの構成に一新させており、政策アセットミックスの検証についても、27年度以降は、検証方法が議論されるなど、より専門的、客観的に行われたが、現行の政策アセットミックスはリスクが低く効率的であると認められることから見直す必要はないとされた。

29年度においても、6月の資金運用委員会において検証を行い、見直す必要はないとの結論を得た。

5 26年2月に金融庁設置の有識者会議が公表した『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップコード》』を受け、基金は、公的年金を預かる機関投資家として、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、加入者である農業者に対する中長期的な投資リターンの拡大に資するよう投資家責任を果たすことを目的として、これを受け入れることを表明し、26年9月に「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定・公表した。

また、本方針に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、26年7月～27年6月までの実施状況を27年11月に、27年7月～28年6月までの実施状況を28年11月にホームページで公表した。

6 資産運用についての加入者の意見、意向を把握し、今後の資産運用業務や年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検討の際の参考とするため、19年6月の前回アンケート後、約10年ぶりに加入者を対象としたアンケート調査を28年11月に実施し、その結果概要を29年3月にホームページで公表した。

アンケート項目については、資金運用委員会で意見を得ながら検討し、前回のアンケート項目に加えて、想定運用期間（タイムホライズン）の考え方やグローバル株式導入への考え方といった新たな項目を盛り込み、より今後の資産運用業務や年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検討の際に参考となるものとなった。

また、過去のアンケート調査では、回収率が10.0%（17年度）、13.0%（19年度）であったが、本アンケート調査では以下の工夫を行ったことにより、回収率が20.1%に向上し、より多くの加入者の意見、意向を把握することができた。

- ・ 資産運用について専門的知識がない加入者の方でも抵抗感なくアンケートに回答していただけるよう、リスクとリターンの関係や、運用対象資産ごとのリスク・リターンなど、アンケート回答にあたって参考にしていただきたい事項を掲載したパンフレットを同封した。
- ・ 過去には、6月末に加入者に送付する付利通知に同封して実施していたが、同封物として見落とされる可能性が多いと考えられることから、本アンケート調査は、アンケート調査として

|   |   |  |  |   |   |
|---|---|--|--|---|---|
|   |   |  | 単独で実施した。   |   |   |
|   | (4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。     | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金資産の構成割合、運用成績等の公表。</li> <li>加入者に対する運用結果の通知。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金資産の構成割合、運用成績等について四半期ごとに公表しているか。</li> <li>加入者に対し、運用結果を通知しているか。</li> </ul> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、6月、8月、11月及び2月に四半期ごとの年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれホームページで公表した。</p> <p>平成29年度においても、6月にホームページで公表しており、8月、11月及び2月にもホームページで公表予定。</p> <p>また、毎年度、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る前年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月末日までに通知し、併せて、通知の趣旨、内容等についてホームページに掲載した。</p> <p>29年度においても、6月に通知等を行った。</p>   | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>毎年度、計画どおり年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表し、また、加入者及び待期者に対して、運用結果を通知した。</p> <p>29年度においても、引き続き実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p>  |
| (2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。 | (5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部運用を委託する運用受託機関名の公表。</li> <li>資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。</p>   | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 外部運用を委託する運用受託機関名については、毎年度6月に、前年度の運用成績等の公表に併せ、ホームページで公表した。</p> <p>平成29年度においても、6月に公表した。</p> <p>2 資金運用委員会については、26年度までは基本方針を設置根拠とし、設置内規に基づき運営していたが、他の公的年金機関におけるガバナンスの強化に平仄を合わせるとともに、ガバナンスの一層の強化を図ることとし、このために必要な措置として、業務方法書本則に委員会設置とその目的を規定し、位置づけを明確化した(27年4月1日施行)。</p> <p>同時に、委員についても、資金運用に関する専門的知見を豊富に有する外部専門家のみ構成に一新し、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させることとし、従前の設置内規を廃止し、業務方法書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を27年4月1日に制定した。</p> <p>業務方法書に基づく新たな資金運用委員会では、専門的なテーマについて掘り下げた議論を進めることとし、以下のような専門的なテーマについて議論を深めた。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：a</p> <p>毎年度、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程(平成26年度以前は運営内規)及び議事内容を公表した。</p> <p>29年度においても、引き続き実施することとしている。</p> <p>加えて、資金運用委員会について、業務実績の記載のとおり、27年度より、位置づけを明確化するとともに、委員を外部専門家のみ構成に一新することで、資金運用の透明性を向上させ、ガバナンスの一層の強化を図られた。</p> <p>これらのことから、中期目標における所期の目標を上回る成果を達成すると見込まれることから、a評定とし</p>                         | <p>評定：a</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、毎年度、計画どおり、運用受託機関名等の公表が行われていることに加え、平成27年度以降、資金運用委員会を外部専門家のみ構成としたことにより、資金運用の透明性が向上し、ガバナンスの一層の強化が進められたことから、a評定とした。</p> |

| テーマ                             | 委員会開催時期     |
|---------------------------------|-------------|
| 「グローバル株式」「外国債券の為替ヘッジ」           | 27年6月、28年1月 |
| 「マイナス金利環境下における受給権者ポートフォリオの運用」   | 28年6月       |
| 「加入者アンケートの間の立て方」                | 28年6月       |
| 「昨今の金融情勢を踏まえた次期政策アセットミックスの検討課題」 | 29年2月       |

29年度においても、第1回を6月19日に開催し、「運用受託機関等の選定方針」等について議論を行っており、また、今後も3回程度開催し、次期政策アセットミックス策定に向けた諸課題等について専門的議論を行う予定としている。

3 委員名簿については、25年度は8月に、26年度については3月に、また、外部専門家のみ構成に一新された後の名簿について、27年度は4月及び6月に最新の内容をホームページで公表しており、28年度も引き続きホームページに掲載した。

29年度は5月16日に委員の追加があり、同日、追加後の最新の名簿を公表している。今後も引き続き委員の変更や肩書き等の修正があれば更新し、最新の内容を掲載していく予定。

4 設置内規については、25年度は8月に、26年度については3月にホームページで最新の内容を公表しており、(27年4月1日に制定した)業務方法書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程については、27年4月にホームページで公表した。

28年度も引き続きホームページに掲載している。

29年度においても、最新の内容を掲載していく予定。

5 議事内容についても、毎年度委員会開催後にホームページで公表している。

29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームページで公表予定。

た。

(評定区分)

s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある

a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある

b : 取組は十分である

c : 取組はやや不十分であり、改善を要する

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

様式 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

|                    |                  |                       |                      |
|--------------------|------------------|-----------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                  |                       |                      |
| 第2-3               | 制度の普及推進及び情報提供の充実 |                       |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —                | 「グローバル株式」「外国債券の為替ヘッジ」 | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|   |                            |                           |             |                      |                             |             |      |  |                 |             |             |             |             |
|---|----------------------------|---------------------------|-------------|----------------------|-----------------------------|-------------|------|--|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 2. 主要な経年データ   |                            |                           |             |                      |                             |             |      |  |                 |             |             |             |             |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報   |                            |                           |             |                      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |             |      |  |                 |             |             |             |             |
| 指標  | 達成目標                       | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度        | 26年度                 | 27年度                        | 28年度        | 29年度 |  | 25年度            | 26年度        | 27年度        | 28年度        | 29年度        |
| 20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合<br>(H24はセンサスデータ、H25年度以降は利用可能な直近の統計調査を基に計算) | 最終年度までに20%<br>(各年度末被保険者割合) | (14.0%)<br>[24年度末]        | (16.9%)     | (17.0%)              | (18.5%)                     | (19.0%)     |      |  | 予算額(千円)         | 218,567,910 | 211,405,639 | 209,952,143 | 196,841,514 |
|   | 年度計画で定める増加すべきポイント          |                           | 目標1.1ポイント   | 目標1.1ポイント            | 目標1.1ポイント                   | 目標0.87ポイント  |      |  | 決算額(千円)         | 208,984,206 | 202,148,973 | 199,660,369 | 187,771,198 |
|   |                            |                           | 実績2.9ポイント増加 | 実績0.1ポイント増加          | 実績1.5ポイント増加                 | 実績0.5ポイント増加 |      |  | 経常費用(千円)        | 151,813,816 | 150,206,972 | 129,582,541 | 127,118,524 |
|   |                            |                           |             |                      |                             |             |      |  | 経常利益(千円)        | △1,030,091  | 403,458     | 1,382,948   | △1,826,810  |
|   |                            |                           |             |                      |                             |             |      |  | 行政サービス実施コスト(千円) | 123,473,873 | 117,857,653 | 111,665,747 | 105,555,359 |
|   |                            |                           |             |                      |                             |             |      |  | 常勤職員数           | 75          | 75          | 74          | 74          |
|   |                            |                           |             |                      |                             |             |      |  | 期末の常勤職員数の見込み    | 74人         |             |             |             |
| ③評価の参考となるデータ  |                            |                           |             |                      |                             |             |      | 注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の金額及び人員数を記載。 |                 |             |             |             |             |
|   |                            | (参考)                      | 25年度        | 26年度                 | 27年度                        | 28年度        | 29年度 |  |                 |             |             |             |             |
|   | データ把握方法等                   | 前中期目標期間最終<br>年度値等         |             |                      |                             |             |      |  |                 |             |             |             |             |
| 加入推進特別研修会開催会場数  | 業務実績                       | 43会場                      | 48会場        | 49会場                 | 48会場                        | 49会場        |      |  |                 |             |             |             |             |
| 事例紹介  | 業務実績                       | 11会場                      | 25会場        | 30会場                 | 39会場                        | 45会場        |      |  |                 |             |             |             |             |
| 外部専門家   | 業務実績                       | 2会場                       | 5会場         | 19会場                 | 20会場                        | 30会場        |      |  |                 |             |             |             |             |
| 研修効果の測定   | 研修会参加者アンケート                |                           |             | 研修会初参加者の農業者年金の必要性の認識 | 同左                          | 同左          |      |  |                 |             |             |             |             |
|   |                            |                           |             | 55%→83%              | 58%→84%                     | 59%→85%     |      |  |                 |             |             |             |             |
| 制度の認知度  | 新規加入者アンケート                 | 48%                       |             | 51%                  | 49%                         | 49%         |      |  |                 |             |             |             |             |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標   | 中期計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |   |                | 主務大臣による評価による評価 |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
|--|---|--|--|---|---|----------------|----------------|---|--|------|------|------|------|------|------|---------|------------|----|--|--|--|--|----|---------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|---|-----|-----|-----|------|---|--|
|  |   |  | 業務実績   |   | 自己評価  | (見込評価)         | (期間実績評価)       |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
| 3 制度の普及推進及び情報提供の充実   | 3 制度の普及推進及び情報提供の充実  |  |  |   |   |                |                | B |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
| <p>(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。</p> <p>具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)</p> | <p>(1) 加入推進目標の設定</p> <p>農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかになった</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が29年度末までに20%に拡大しているか。</li> </ul> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み</p> <p>平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントについて20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを明記し、加入推進に取り組んだ。</p> <p>26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けて増加すべきポイントを1.1ポイントとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。</p> <p>この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度である29年度の加入者累計を13万人とする目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3ヵ年運動」(25年度～27年度)(以下、「前期3ヵ年運動」という。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。</p> <p>2 第3期中期目標期間における後期2ヵ年の取組み</p> <p>28年度以降の加入推進目標については、20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める被保険者割合の状況等を踏まえ、28年度計画では、同割合を28年度末に18.8%に増加させるべく、増加すべきポイントを0.87ポイントとして明記し、加入推進に取り組んだ。</p> <p>また、29年度計画では、29年度末に被保険者割合を目標の20%に拡大するために、28年度末の被保険者割合と20%との差を増加すべきポイントとして明記し、加入推進に取り組むこととしている。</p> <p>このほか、関係団体との間では「前期3ヵ年運動」の達成状況等を踏まえ、加入推進目標を見直し、「加入者累計13万人に向けて後期2ヵ年強化運動」を決定し、連携して加入推進に取り組んだ。</p> | <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p> <p>毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大するという加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入促進に取り組んだ。</p> <p>さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動を展開した。</p> <p>以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険者割合を20%に拡大するため毎年度均等に増加させていく場合に同時点で到達すべき割合である18.8%を上回っている。</p> <p>また、28年度は例年新規加入者数が多数に上る道県で大規模自然災害が発生したことの影響等により新規加入者数が伸び悩んだが、それら道県を含めて29年度は5月までの新規加入者数が増加(対前年度同期間比135%)している状況にあり、29年度中に引き続き加入推進に取り組むことによって、29年度末に同割合を20%まで拡大するという中期計画における所期の目標を達成することが見込まれ、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</p> | <p>評価：b</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>平成28年度末で到達すべき目標(18.8%)には既に到達しており、また、平成29年度当初の加入実績も前年度を上回るペースとなっていることから、今後、このペースを維持することができれば、所期の目標は達成できると見込まれる。</p> <p>このため、b評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>政策年金としての農業者年金制度の役割を踏まえ、次期中期計画においても、引き続き、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めるとともに、農業経営の発展に重要な役割を担う女性の活躍を後押しするため、女性農業者に対する制度の普及についても一層推進する必要がある。</p> |                |                |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
|  |   |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中期計画の目標</td> <td>被保険者割合 (%)</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各年度均等に増加させる場合</td> <td>被保険者割合 (%)</td> <td>14.0<br/>(14.4)</td> <td>15.2<br/>(15.5)</td> <td>16.4<br/>(16.6)</td> <td>17.6<br/>(17.7)</td> <td>18.8<br/>(18.8)</td> <td>20.0<br/>(20.0)</td> </tr> <tr> <td>増加すべきポイント</td> <td>—</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>年度計画</td> <td>増加すべき</td> <td>—</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>0.87</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>            |   |   |                |                |   |  | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 中期計画の目標 | 被保険者割合 (%) | 13 |  |  |  |  | 20 | 各年度均等に増加させる場合 | 被保険者割合 (%) | 14.0<br>(14.4) | 15.2<br>(15.5) | 16.4<br>(16.6) | 17.6<br>(17.7) | 18.8<br>(18.8) | 20.0<br>(20.0) | 増加すべきポイント | — | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 年度計画 | 増加すべき | — | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 0.87 | — |  |
|  |   | 24年度   | 25年度   | 26年度  | 27年度  | 28年度           | 29年度           |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
| 中期計画の目標  | 被保険者割合 (%)  | 13   |  |   |   |                | 20             |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
| 各年度均等に増加させる場合  | 被保険者割合 (%)  | 14.0<br>(14.4)   | 15.2<br>(15.5)   | 16.4<br>(16.6)  | 17.6<br>(17.7)  | 18.8<br>(18.8) | 20.0<br>(20.0) |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
|  | 増加すべきポイント   | —  | 1.2  | 1.2   | 1.2   | 1.2            | 1.2            |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |
| 年度計画   | 増加すべき   | —  | 1.1  | 1.1   | 1.1   | 0.87           | —              |   |  |      |      |      |      |      |      |         |            |    |  |  |  |  |    |               |            |                |                |                |                |                |                |           |   |     |     |     |     |     |      |       |   |     |     |     |      |   |  |



場合には、当該センサスの数値を用いることとする。

|    |            |      |      |      |      |      |      |
|----|------------|------|------|------|------|------|------|
|    | ポイント       |      |      |      |      |      |      |
| 実績 | 被保険者割合 (%) | 14.0 | 16.9 | 17.0 | 18.5 | 19.0 | (見込) |
|    | 増加ポイント     | -    | 2.9  | 0.1  | 1.5  | 0.5  | (見込) |

注：28年度の実績(見込み)は、28年度末の被保険者数を平成29年農業構造動態調査(29年6月公表予定)の基幹的農業従事者数の推計値で除して算出している。

※ 20歳から39歳の基幹的農業従事者数について、平成29年農業構造動態調査の結果(29年6月30日公表)に基づき、被保険者割合をあらためて算出すると、H28年度の割合は19.2%となる。

c：数値の達成度が80%以上100%未満  
d：数値の達成度が80%未満

(2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効果率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。

(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施  
① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。  
② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。  
③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入

<主な定量的指標>  
<その他の指標>  
・ 加入推進取組方針の策定と徹底。  
・ 新規就農者等への働きかけ。  
・ 新規加入者に係るデータの収集・分析及び効果検証。  
<評価の視点>  
・ 若い農業者を重点とする加入推進取組方針を作成し、その周知・徹底を図っているか。  
・ 都道府県段階の業務受託機関が新規就農者等にリーフレットの配布、説明等を行い働きかけをしているか。  
・ 新規加入者に係る基礎データの収集・分析を行い、効果検証をしているか。

<主要な業務実績>  
1 毎年度、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした「農業者年金の加入推進取組方針」を策定し、年度当初に業務受託機関あてに発出した。  
また、毎年度当初の業務受託機関の担当者を対象とする会議等において、当該取組方針について説明を行い、10月以降に開催するブロック会議においては上半期の加入実績を踏まえ、下半期の取組について協議することにより取組の徹底を図った。  
2 毎年度、都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合及び就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの配布、説明等を行い、働きかけを行った。  
また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。  
さらに、農林水産省が設置・配信している青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」及び「農業担い手メールマガジン」で、青年新規就農者や認定農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を行った。  
3 毎年度、新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、制度を知っていて加入しなかった理由、

<評定と根拠>  
評定：b  
毎年度、  
① 加入推進取組方針を策定し、その徹底を図っている。  
② 新規就農者が集まる機会に働きかけを行っている。  
③ 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査とともに、業務受託機関からの実績報告を基に種々の効果検証も行っている。  
29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。  
(評定区分)  
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある  
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある  
b：取組は十分である  
c：取組はやや不十分であり、改善を要する  
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：b  
<評定に至った理由>  
左記のとおり、認められる。

推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。

加入の決め手等の把握を行った。また、業務受託機関の実績報告を分析し、戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果について検証を行った。

(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進  
 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。

<主な定量的指標>  
 <その他の指標>  
 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。  
 <評価の視点>  
 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の増進につなげているか。

<主要な業務実績>  
 1 毎年度、都道府県段階の受託機関と基金の共催により、全国各地で加入推進活動のリーダーとなる加入推進部長等を対象にした研修会を開催した。  
 同研修会では、基金の役職員による政策支援等の制度の説明に加えて、より効果的な研修となるよう、  
 ・ 農家自身の取組による加入推進事例の紹介  
 ・ ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の外部専門家による他の年金制度との比較  
 を行う会場を増やし、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活発化を図るため研修会の充実を行った。

| 年 度  | 研修会開催回数 | うち事例紹介 | うち外部専門家による年金制度比較 |
|------|---------|--------|------------------|
| 24年度 | 43会場    | 11会場   | 2会場              |
| 25年度 | 48会場    | 25会場   | 5会場              |
| 26年度 | 49会場    | 30会場   | 19会場             |
| 27年度 | 48会場    | 39会場   | 20会場             |
| 28年度 | 49会場    | 45会場   | 30会場             |

26年度以降実施している研修会参加者アンケートでは、いずれの年度も、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会参加後に参加前よりも増加している。

研修会初参加者の農業者年金の必要性の認識向上（研修会参加者アンケートより）

|      | 研修会前 | 研修会后 |
|------|------|------|
| 26年度 | 55%  | 83%  |
| 27年度 | 58%  | 84%  |
| 28年度 | 59%  | 85%  |

また、ブロック会議等において研修会参加者アンケート結果を業務受託機関に示して、研修会をより効果的なものとするための協議に活

<評定と根拠>  
 評定：b  
 ① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、毎年度、全国各地で研修会を開催した。研修会の参加者の制度の理解も参加前に比べ大幅に向上している。  
 ② 研修用テキストについて、加入推進を行う農家の参考となるよう加入推進事例を掲載し、また、全国的に影響のある農業者の発言も新たに掲載するなど見直しを行っている。  
 29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。

(評定区分)  
 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある  
 a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある  
 b：取組は十分である  
 c：取組はやや不十分であり、改善を要する  
 d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：b  
 <評定に至った理由>  
 左記のとおり、認められる。

用し、協議結果を翌年度の研修会の内容に反映した。

2 研修会用テキストについては、業務受託機関と共同して、加入推進の参考となるような語録や運動スローガンを掲載する等毎年度、見直した上で、加入推進部長等を対象とする研修会で活用した。

研修会用テキストの見直し状況

|      | 見直し内容  |
|------|--|
| 25年度 | 効果的な加入推進活動の事例及び他の年金制度との比較を掲載した「加入推進用ハンドブック別冊」を作成               |
| 26年度 | 農村現場での加入推進の参考となるような加入推進の現場での加入推進語録の事例、運動スローガンを掲載               |
| 27年度 | 農業者にとっての公的年金の2階部分の年金として比較対象となる国民年金基金（みどり年金等）との比較表の掲載、よくある質問の追加 |
| 28年度 | よくある質問の追加、新規加入者へのアンケート結果の追加                                    |

3 全国的な影響力のある農業者リーダーの方々を広域推進協力員として委嘱し、農業者年金の必要性の広報・PRへの協力を得た。同リーダーの農業者年金の必要性についての発言は研修会用テキストに掲載するとともに、ホームページでも紹介し、活用した。

(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。

(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施  
都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、

<主な定量的指標>  
<その他の指標>  
加入推進活動の都道府県間格差の縮小。  
<評価の視点>  
・ 特別重点都道府県を指定し、巡回意見交換会等の特別活動を実施しているか。  
・ その効果を検証しているか。

<主要な業務実績>  
平成25年度から毎年度、都道府県間の加入推進活動の格差の縮小に向けた取組をより効果的に行うため、「重点都道府県（新規加入目標の超過達成を除いた都道府県の平均達成率を下回る都道府県）（25年度以前は「特別重点都道府県）」を指定し、その中で特に実績の低調な都道府県を「特別重点都道府県」として指定し、格差縮小の取組を行っている。  
重点都道府県として指定した都道府県へは、役員等を派遣して、特別重点市町村等において市町村・JA巡回意見交換会を行い、加入推進の取組の強化に向けた働きかけを行った。  
26年度以降は、さらに特別重点都道府県を指定し、市町村・JA巡回意見交換会に加えて、基金と該当業務受託機関及び関係機関との協議により、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画を共同策定した。また、同計画の実施状況の把握と実施状況に応じた委託費の追加配分を行い、加入推進の強化を図った。  
これらの取組の結果、重点都道府県の20歳から39歳の新規加入者数の対前年度比が全国のそれを上回り、都道府県間の活動格差の縮小が図られ

<評定と根拠>  
評定：a  
都道府県間の加入推進活動の格差縮小のため、毎年度重点都道府県を指定し、特別活動を実施してきた。  
また、平成26年度以降は、特別重点都道府県を指定し、特別活動計画の策定など、取組を強化した。  
これらの取組の結果、目標達成道県を除いた全国平均の加入推進目標達成率が年々上昇する中で、重点都道府県の20歳から39歳までの新規加入者数の対前年比が、毎年度、全国のそれを上回る成果を上げている。  
29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目

評定：b  
<評定に至った理由>  
目標未達成県の平均の新規加入推進目標達成率は年々上昇し、重点都道府県の39歳以下の新規加入者数の対前年度比も、毎年度、全国を上回る成果を上げおり、活動格差の縮小成果は認められる。  
しかしながら、39歳以下の新規加入者総数が前年度以下の年があるなど、必ずしも全体の成果の引上げに結びついているとは言えないことから、目標を上回る成果があったとは認められない。

その効果について  
検証する。

ている。また、目標達成道県を除いた全国平均の加入推進目標達成率が年々上昇し、26年度に6都県あった特別重点都府県は、29年度には2都県に減少している。

重点都府県、市町村・JA巡回意見交換会開催実績

| 年 度  | 重点都府県数 | 開催市町村・JA数  |                |
|------|--------|------------|----------------|
|      |        | うち特別重点都府県数 | 開催市町村・JA数      |
| 25年度 | 22都府県  | —          | 102            |
| 26年度 | 17都府県  | 6都府県       | 100            |
| 27年度 | 18都府県  | 5都府県       | 77             |
| 28年度 | 19都府県  | 4都府県       | 83             |
| 29年度 | 17都府県  | 2都府県       | 2<br>(29年6月現在) |

20歳から39歳の新規加入者数の対前年度比

|      | 重点都府県        | 重点以外の都府県 | 全 国  |
|------|--------------|----------|------|
| 24年度 | — (22都府県)    | —        | —    |
| 25年度 | 127% (22都府県) | 108%     | 114% |
| 26年度 | 96% (17都府県)  | 79%      | 80%  |
| 27年度 | 120% (18都府県) | 106%     | 111% |
| 28年度 | 126% (19都府県) | 95%      | 100% |
| 29年度 | (17都府県)      |          |      |

全国平均加入推進目標達成率 (除く達成道県)

|      | 20～39歳          | 全 体             |
|------|-----------------|-----------------|
| 25年度 | —               | —               |
| 26年度 | (6 道県)<br>46.9% | (4 道県)<br>45.0% |
| 27年度 | (7 道県)<br>48.6% | (4 道県)<br>45.9% |
| 28年度 | (6 道県)<br>53.0% | (11道県)<br>57.1% |

上段 ( ) 書きは達成道県数

標を上回る成果を達成すると見込まれることから、a 評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者

(5) ホームページ等による情報の提供  
① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務

<主な定量的指標>  
<その他の指標>  
・ 農業者等向けのリーフレットの作成・提

<主要な業務実績>  
1 農業者年金制度のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明)、青年農業者向け(政策支援内容を説明)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明)のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともに、ホームページで情報発信した。なお、これらにつ

<評定と根拠>  
評定 : b  
① 農業者向けに制度の普及推進のリーフレットを作成し、関係者の意見等を踏まえて必要に応じて見直すとともに、必要とされる情報をホームページ

評定 : b  
<評定に至った理由>  
左記のとおり、認められる。

|   |  |   |  |   |  |  |
|---|--|---|--|---|--|--|
| <p>等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p> | <p>受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。</p> <p>② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。</p> | <p>供、新規加入状況等の必要な情報のホームページでの発信。</p> <p>・業務受託機関向けのリーフレット、優良活動事例等のホームページを通じた提供。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>リーフレットの作成提供、ホームページでの発信をしているか。</p> | <p>いては、関係者の意見等を踏まえて、必要に応じて見直している。</p> <p>また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。</p> <p>さらに、平成27年度には制度紹介の動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応した。</p> <p>2 業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、毎年度、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等について情報収集し、上述のリーフレットとともに業務受託機関がホームページよりダウンロードして活用できるようにした。</p> <p>また、28年度からは加入推進活動の動画のDVDを業務受託機関に配布するとともに、ホームページに掲載して随時ダウンロードして活用できるようにした。</p> <p>3 27年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、適切な経営移譲年金の支給を確保するため、年金制度、特に受給後の現況届や支給停止について受給者の理解が深まるようにパンフレットを作成し、62歳時の事前説明会等で説明し配布するとともに、ホームページに掲載した。</p> <p>また、受給権者に対しては、支給停止事由に該当した場合に遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないこと等を明記した現況届を、当該内容を明記した文書を同封して送付した。</p> | <p>等で発信している。</p> <p>② 受託機関向けには、加入推進に活用できる優良事例等の資料をホームページで提供しており、平成28年度には、新たに加入推進活動の動画を提供した。</p> <p>29年度も引き続き取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> |  |  |
|---|--|---|--|---|--|--|

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

|                    |                   |                   |                      |
|--------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                   |                   |                      |
| 第1-1               | 業務運営の効率化による経費の抑制等 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —                 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |                   |                           |  |   |   |  |      |                             |
|-------------|-------------------|---------------------------|--|---|---|--|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標              | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度   | 26年度  | 27年度  | 28年度   | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 一般管理費削減率    | 少なくとも対前年度<br>比△3% |                           | △3.1%(24年度予算と25<br>年度予算の比較)<br>△9.5%(24年度予算と25<br>年度実績の比較) | △3.3%(25年度予算と26<br>年度予算の比較)<br>△19.6%(25年度予算と2<br>6年度実績の比較) | △3.0%(26年度予算と27<br>年度予算の比較)<br>△16.0%(26年度予算と2<br>7年度実績の比較) | △3%(27年度予算と<br>28年度予算の比較)<br>△3.1%(27年度予算<br>と28年度実績の比較)   |      |                             |
| 事業費削減率      | 少なくとも対前年度<br>比△1% |                           | △6.1%(24年度予算と25<br>年度予算の比較)<br>△8.8%(24年度予算と25<br>年度実績の比較) | △1.3%(25年度予算と26<br>年度予算の比較)<br>△1.8%(25年度予算と26<br>年度実績の比較)  | △1.0%(26年度予算と27<br>年度予算の比較)<br>△3.2%(26年度予算と27<br>年度実績の比較)  | △1.0%(27年度予算<br>と28年度予算の比較)<br>△1.1%(27年度予算<br>と28年度実績の比較) |      |                             |
| ラスパイレス指数    | 100以下             |                           | 97.3   | 98.5  | 99.5  | 98.5   |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価             |   |  |  |   |                                     |           |  |
|--|---|--|--|---|-------------------------------------|-----------|--|
| 中期目標   | 中期計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |                                     | 主務大臣による評価 |  |
|  |   |  | 業務実績   | 自己評価  | (見込評価)                              | (期間実績評価)  |  |
| 第2 業務運営の効率化に関する事項  | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置                                |  |  |   |                                     |           |  |
| 1 運営経費の抑制等   | 1 業務運営の効率化による経費の抑制等   |  |  |   |                                     | B         |  |
| (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比 | (1) 一般管理費及び事業費の抑制業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なく | <主な定量的指標><br>一般管理費削減率。<br>事業費削減率。<br><その他の指標><br><評価の視点><br>・業務の適正な執行を | <主要な業務実績><br>1 一般管理費については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、平成25年度から28年度までの各年度とも3%以上の減とし、目標を達成した。 | <評価と根拠><br>評価：b<br>各年度とも一般管理費(人件費を除く。)の削減目標を達成した。<br>平成29年度においても同様に取組むこととしており、中期目標における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評価とした。 | 評価：b<br><評価に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |           |  |

|  |  |  |   |   |  |  |
|--|--|--|---|---|--|--|
| <p>で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。</p>                   | <p>とも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を、することを目標に削減する。</p> <p>このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。</p> | <p>確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>削減実績が大きい場合、それは、業務の見直しや効率化によるものであるか。</li> </ul>           |   | <p>(評定区分)</p> <p>s : 数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a : 数値の達成度が120%以上</p> <p>b : 数値の達成度が100%以上120%未満</p> <p>c : 数値の達成度が80%以上100%未満</p> <p>d : 数値の達成度が80%未満</p>   |  |  |
|  |  |  | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>2 事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、25年度から28年度までの各年度とも1%以上の減とし、目標を達成した。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>各年度とも事業費の削減目標を達成した。</p> <p>平成29年度においても同様に取組むこととしており、中期目標における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a : 数値の達成度が120%以上</p> <p>b : 数値の達成度が100%以上120%未満</p> <p>c : 数値の達成度が80%以上100%未満</p> <p>d : 数値の達成度が80%未満</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |  |
| <p>人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏</p> | <p>(2) 人件費の削減等</p> <p>人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ</p>                              | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>政府における総人件費削減。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>政府における総人件費削減の取組を踏まえたものとなっているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>人件費の削減については、政府における総人件費削減の取組と同様の取組を行っている。</p>                              | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>これまで政府における総人件費削減の取組と同様の取組を行った。</p> <p>平成29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標</p>   | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |  |

|   |  |   |  |  |  |      |      |      |      |      |      |  |  |
|---|--|---|--|--|--|------|------|------|------|------|------|--|--|
| <p>まえつつ、適切に対応する。</p>  | <p>つ、適切に対応する。</p>  |   |  | <p>を上回る顕著な成果がある<br/> a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/> b：取組は十分である<br/> c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br/> d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> |  |      |      |      |      |      |      |  |  |
| <p>(2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。<br/> また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p> | <p>(3) 給与水準の適正化職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)について、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。<br/> また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/> ラスパイレス指数<br/> &lt;その他の指標&gt;<br/> &lt;評価の視点&gt;<br/> ・ラスパイレス指数が100を上回っていないか。<br/> ・国家公務員の給与改定等の状況を踏まえたものとなっているか。<br/> ・給与水準の適正性を検証し、検証結果等について公表しているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/> 給与水準の適正化については、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程等の見直し等の取組を進めた結果、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は100を下回っており、目標を達成した。<br/> また、給与水準の適正性の結果や取組状況等については、毎年6月末にホームページで公表している。</p> <p>対国家公務員地域・学歴別指数</p> <table border="1" data-bbox="1032 877 1240 1052"> <tr> <td>25年度</td> <td>97.3</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>98.5</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>98.5</td> </tr> </table> | 25年度   | 97.3   | 26年度 | 98.5 | 27年度 | 99.5 | 28年度 | 98.5 | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/> 評定：b<br/> 国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直し等の取組を行った結果、各年度とも対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は100を下回っており、また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、毎年6月末にホームページで公表している。<br/> 平成29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)<br/> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br/> a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/> b：取組は十分である<br/> c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br/> d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b<br/> &lt;評定に至った理由&gt;<br/> 左記のとおり、認められる。</p> |
| 25年度  | 97.3   |   |  |  |  |      |      |      |      |      |      |  |  |
| 26年度  | 98.5   |   |  |  |  |      |      |      |      |      |      |  |  |
| 27年度  | 99.5   |   |  |  |  |      |      |      |      |      |      |  |  |
| 28年度  | 98.5   |   |  |  |  |      |      |      |      |      |      |  |  |
| <p>(3) 契約の適正化の推進<br/> 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日)</p>  | <p>(4) 契約の適正化の推進<br/> 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)</p>   | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/> &lt;その他の指標&gt;<br/> 一般競争入札等の実施。<br/> &lt;評価の視点&gt;<br/> 契約について、原則と</p>  | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/> 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。<br/> (1) 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に契約審査委員会において検討を</p>   | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/> 評定：b<br/> 契約については、やむを得ず随意契約等を行った場合を除き、全て一般競争入札等によるものとするほか、一者応札・応募となった契約について改善方策を立案し、その検証を行うとともに</p>  | <p>評定：b<br/> &lt;評定に至った理由&gt;<br/> 左記のとおり、認められる。</p> |      |      |      |      |      |      |  |  |



日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォロー

を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォロー

して一般競争入札等によるものとするほか、適正化を推進しているか。

行った上で、契約を締結した。

(2) 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」(平成21年8月21日付)に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。また、契約監視委員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。

(3) 契約審査委員会を28年度までに32回実施し、延べ109案件の入札・契約の適正性の審査を行った。また、監事監査においては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえ、「調達等合理化計画」の達成状況、契約監視委員会での審議内容等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。

(4) 随意契約の適正化の推進については、次のとおり取り組んだ。

① 「調達等合理化計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて毎年度公表を行っている。

なお、競争性のない随意契約は、「調達等合理化計画」で掲げる目標(9件、236,060千円)の範囲内となっている。29年度においてもこれまでと同様の取組を継続することとしており、「調達等合理化計画」で掲げる目標となる見込みである。

競争性のない随意契約

|        | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 件数     | 8       | 9       | 7       | 8       |
| 金額(千円) | 224,375 | 236,060 | 217,773 | 212,216 |

② 25年度から28年度まで毎年度、契約監視委員会を開催し、外部委員より契約及び調達合理化計画等について点検等を受け、審議の概要をホームページで公表した。

また、29年度は5月26日に開催し、調達等合理化計画等について点検等を受け、審議の概要をホームページで公表する予定としている。

に、随意契約の適正化の推進にも取り組むなど、計画どおり実施した。

平成25年度から28年度まで中期計画に従い契約監視委員会を毎年度開催し、外部委員より契約及び調達合理化計画等について点検等を受け、その結果を調達の改善に反映するとともに、審議の概要をホームページで公表してきた。

29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

|   |   |  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>アップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p> | <p>委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p> |  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|--|

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

|                    |          |                   |                      |
|--------------------|----------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |          |                   |                      |
| 第1-2               | 業務運営の効率化 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —        | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ      |        |                           |       |         |         |         |      |                             |
|------------------|--------|---------------------------|-------|---------|---------|---------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標        | 達成目標   | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度  | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 新システムのアクセス<br>件数 | 対前年度増加 |                           | 984千件 | 1,478千件 | 1,621千件 | 1,550千件 |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価          |   |   |  |   |                             |           |  |
|---|---|---|--|---|-----------------------------|-----------|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |                             | 主務大臣による評価 |  |
|   |   |   | 業務実績   | 自己評価  | (見込評価)                      | (期間実績評価)  |  |
| 2 業務運営の効率化  | 2 業務運営の効率化  |   |  |   |                             | B         |  |
| 事務書類の簡素化、<br>電子情報提供システム<br>の利用の促進等により、<br>業務運営を迅速化・<br>効率化する。 | (1) 事務書類の簡素化<br>適正かつ効率的・<br>効果的な審査を確保<br>しつつ、関係者の負担<br>を軽減するため、事務<br>書類の簡素化を図る。 | <主な定量的指標><br><br><その他の指標><br>事務書類の簡素化。<br><br><評価の視点><br>計画どおり事務書類の<br>簡素化が図られている<br>か。 | <主要な業務実績><br>1 システムの運用開始<br>平成23年度に開発に着手した農業者年金記録管理システム(以下「新システム」という。)は、26年2月に運用を開始し、新システムの導入に伴う主な事務改善のポイントは次のとおりである。<br><br>(1) 全般的な事務改善措置<br>① 保険料額の変更申出期間の延長(45日間延長)<br>② 保険料の前納申出期間の延長(15日間延長)<br>③ 住所変更や死亡届等に係る届出様式の簡素化(14様式→4様式)<br>④ 裁定請求のための勸奨状等送付の拡充(2回→3回)<br>⑤ 標準処理期間の短縮(加入申込書の場合、60日以内→30日以内)<br><br>(2) 受託機関における事務改善措置<br>① 届出書等の作成補助<br>② (新システムの照会画面で確認できるため)被保険者名簿等の送付を省略<br><br>2 事務書類簡素化の評価・検証<br>(1) 26年度以降、本格稼働した新システムの下で、統合・簡素化された届出様式により事務処理を行いその定着を図った。新システム利 | <評価と根拠><br>評価：b<br>平成25年度に新システムを導入し、事務書類を統合・簡素化した。以降、統合・簡素化した事務書類の定着を図りつつ、業務受託機関に対してアンケート調査を実施し、その効果を検証するとともに、必要に応じた事務書類の見直しを行った。<br>29年度においても、事務処理の負担軽減に努めることとして、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b評価とした。<br><br>(評価区分)<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br>b：取組は十分である<br>c：取組はやや不十分であり、改善 | <評価に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |           |  |

|       |   |  |   |              |       |                |    |              |       |       |                |    |              |   |   |  |
|-------|---|--|---|--------------|-------|----------------|----|--------------|-------|-------|----------------|----|--------------|---|---|--|
|       |   | <p>用により、ケースごと、目的ごとに必要な届出の作成が誘導され、業務受託機関にとっての利便性が向上したことから、システムへのアクセス件数が大幅に増加し、簡素化された様式による事務処理の定着が進んだ。</p> <p>(2) 27年度には、加入要件等の審査の必要上各種届出書への添付を求めている戸籍抄本又は住民票写しについて、原本還付を行うための具体的手続きを徹底し、加入者の負担を軽減した。</p> <p>(3) 28年度には、全国の業務受託機関（302機関）に対して簡素化した事務書類についてのアンケート調査を実施し、その効果を検証した。その結果、「関係者の負担が軽減した」、「受託機関の効率的・効果的な審査が確保された」との回答がいずれも7割を超え、業務受託機関の事務処理の負担軽減につながったことが認められた。</p> <p>(4) なお、事務書類の様式等に関して、アンケート調査で併せて聴取した意見・要望や考査指導、業務用手引き改善検討会での意見・要望への対応を検討・分類し、当該意見要望を踏まえて早期の見直しが適切かつ可能と考えられたものについて、29年4月に見直した。</p> <p>3 業務手引きの電子化</p> <p>業務受託機関の事務負担軽減や業務理解度向上のため、業務受託機関の担当者から改善協力員を委嘱し、同協力員の協力を得ながら、28年度に業務受託機関向けの新たな業務手引きを取りまとめた。</p> <p>この業務手引きは電子化してホームページに掲載し、ダウンロードして利用することを可能とするとともに、修正等意見を受け付けて定期的に更新・見直しを行うためのフォローアップ体制を整備した。</p> | <p>を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>   |              |       |                |    |              |       |       |                |    |              |   |   |  |
|       | <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等</p> <p>業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>アクセス件数の増加</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>新システムの利用促進。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・新システムの利用促進（アクセス件数の増加）に取り組んでいるか。</p>  | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成25年度までは「電子情報提供システム普及拡大取組方針」を策定、新システムに移行した26年度以降毎年4月に「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を策定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県段階、各市町村段階の業務受託機関が取り組んでいる。</p> <p>また、基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣（年間約15カ所）して、農業者年金記録管理システムの利用方法を説明し、各都道府県段階の担当者の理解及び各市町村段階の業務受託機関への利用促進に努めている。</p> <p>なお、これらの取組により、現行の農業者年金記録管理システムへのアクセス件数は、新システム移行前（3カ年平均904千件）から増加し、26年度1,478千件、27年度1,621千件、28年度1,550千件と推移している。</p> <p>なお、受託機関の利用状況は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>26年4月</td> <td>農業委員会</td> <td>1,148機関(66.9%)</td> <td>農協</td> <td>552機関(78.2%)</td> </tr> <tr> <td>29年3月</td> <td>農業委員会</td> <td>1,258機関(73.4%)</td> <td>農協</td> <td>559機関(84.9%)</td> </tr> </table> <p>(注) 市町村及び農協の合併等により母数は変化している。</p> | 26年4月        | 農業委員会 | 1,148機関(66.9%) | 農協 | 552機関(78.2%) | 29年3月 | 農業委員会 | 1,258機関(73.4%) | 農協 | 559機関(84.9%) | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>新システムの普及拡大取組方針を決定して全業務受託機関での新システム利用を目標に取り組み、会議や研修会において新システムの利用方法等の説明会を行って利用促進（アクセス件数の増加）に努め、新システム移行後アクセス件数が増加した。</p> <p>29年度も引き続き利用促進に取り組むこととしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込みであることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり認められる。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>受託機関によるシステムの利用状況が、100%に達していないことから、事務処理の一層の効率化を図る観点から、次期中期目標期間において、利用が可能な全ての受託機関において新システムが利用されることを目指し、利用率の更なる向上を図る必要がある。</p> |  |
| 26年4月 | 農業委員会   | 1,148機関(66.9%)   | 農協  | 552機関(78.2%) |       |                |    |              |       |       |                |    |              |   |   |  |
| 29年3月 | 農業委員会   | 1,258機関(73.4%)   | 農協  | 559機関(84.9%) |       |                |    |              |       |       |                |    |              |   |   |  |

|  |   |   |  |   |  |  |
|--|---|---|--|---|--|--|
|  |   |   |  | <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>  |  |  |
| <p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p> | <p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>システムの新たな開発及び運用。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>システムを開発し、運用を行っているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成24年2月より開発等に着手した農業者年金記録管理システムは、目標どおり25年度中に開発を終了し、26年2月から運用を開始した。(新システム導入に伴う主な事務改善は前述のとおりである)。</p> <p>なお、農業者年金記録管理システムについては、マイナンバー制度への対応等のための開発を引き続き行っている。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、迅速性及び効率性の向上のための事務改善が可能な機能を備えた農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、26年度当初から運用を開始しており、中期計画における所期の目標を十分に達成していることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |  |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

|                    |          |                   |                      |
|--------------------|----------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |          |                   |                      |
| 第1-3               | 組織運営の合理化 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —        | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|             |       |                           |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|-------|---------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |       |                           |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標  | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 年度末の常勤職員数   | 75人以下 | 28年度末 74人                 | 75人  | 75人  | 74人  | 74人  |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価  |   |  |   |  |                                     |           |  |
|---|---|--|---|--|-------------------------------------|-----------|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価                                |  |                                     | 主務大臣による評価 |  |
|   |   |  | 業務実績  | 自己評価   | (見込評価)                              | (期間実績評価)  |  |
| 3 組織運営の合理化  | 3 組織運営の合理化  |  |   |  |                                     | B         |  |
| (1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を | (1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。 | <主な定量的指標><br>常勤職員数<br><br><その他の指標><br><br><評価の視点><br>常勤職員数が削減されたか。 | <主要な業務実績><br>平成28年度末までに常勤職員数を目標である74人に削減した。 | <評価と根拠><br>評価：b<br>中期計画における所期の目標を十分に達成していることからb評価とした。<br><br>(評価区分)<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br>b：取組は十分である<br>c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する | 評価：b<br><評価に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |           |  |

|   |   |   |  |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|--|
| 実施する。   |   |   |  |  |  |  |
| <p>(2) 能力・実績主義の活用により、従業員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績を一層反映させる。</p> | <p>(2) 能力・実績主義の活用<br/>常勤従業員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。<br/>また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/><br/>&lt;その他の指標&gt;<br/>職務実績及び人事評価結果の反映。<br/><br/>&lt;評価の視点&gt;<br/>職務実績及び人事評価結果を適切に反映しているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>常勤従業員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価し決定している。<br/>また、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額については、人事評価の結果を反映させて決定している。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/>評定：b<br/>常勤従業員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価して決定し、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額についても、人事評価の結果を反映させて決定している。<br/>29年度も同様に実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b評定とした。<br/><br/>(評定区分)<br/>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br/>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/>b：取組は十分である<br/>c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br/>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b<br/>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる。</p> |  |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                |                   |                      |
|--------------------|----------------|-------------------|----------------------|
| 第1-4               | 委託業務の効率的・効果的实施 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —              | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |      |     |      |      |      |      |      |      |
|-------------|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 評価の対象となる指標  | 達成目標 | 基準値 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 参照情報 |
|             |      |     |      |      |      |      |      |      |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価                             |   |   |  |  |                                     |          |
|--|---|---|--|--|-------------------------------------|----------|
| 中期目標   | 中期計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |  | 主務大臣による評価                           |          |
|  |   |   | 業務実績   | 自己評価   | (見込評価)                              | (期間実績評価) |
| 4 委託業務の効率的・効果的实施   | 4 委託業務の効率的・効果的实施  |   |  |  |                                     | B        |
| 業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。 | (1) 実績報告書による活動状況の把握<br>委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。 | <主な定量的指標><br><その他の指標><br>実績報告内容の把握。<br><評価の視点><br>実績報告書の提出を受け、その実施状況を把握しているか。 | <主要な業務実績><br>毎年度、業務受託機関から提出された実績報告書に基づき、業務受託機関の活動状況を集計し把握した。また、集計結果を分析し、委託費の効果的实施に向けた配分見直しの検討の基礎資料として活用した。 | <評価と根拠><br>評価：b<br>毎年度、業務受託機関から提出された実績報告書を集計し、その活動状況を把握した。<br>平成29年度も同様に実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評価とした。<br><br>(評価区分)<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br>b：取組は十分である<br>c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する | 評価：b<br><評価に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |          |
| (1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブ   | (2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託  | <主な定量的指標><br><その他の指標>   | <主要な業務実績><br>1 平成25年度に加入推進活動に係る業務委託費の配分方法を見直し、固定的な配分方法から、20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映し                           | <評価と根拠><br>評価：b<br>① 平成25年度に業務委託費の配分   | 評価：b<br><評価に至った理由>                  |          |



|  |   |  |   |   |  |
|--|---|--|---|---|--|
| <p>の付与・拡大</p> <p>① 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な(一律額の)配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入した場合とで格差を設定する。</p> | <p>費の配分の見直し</p> <p>市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法を導入する。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。</p> | <p>業務委託費の配分方法。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な配分方法を見直し、新規加入者の実績を反映した配分方法となっているか。</li> <li>・ 新規加入者の目標達成に向け受託機関のインセンティブが働くよう手数料を設定しているか。</li> </ul> | <p>た配分方法とした。</p> <p>2 また、25年度に20歳から39歳の農業者の加入推進に受託機関のインセンティブが働くように25年度に手数料の格差を設定する見直しを行い、28年度にも業務受託機関の連携による加入推進にインセンティブが働くように手数料を見直した。</p>  | <p>方法を見直し、固定的な配分から39歳以下の新規加入者の実績を反映した配分方法を導入した。</p> <p>② 39歳以下の農業者の加入推進に受託機関のインセンティブが働くようにする手数料の格差を設定する見直しを25年度に行い、28年度にもインセンティブが働くように手数料を見直した。</p> <p>29年度においても、配分の見直しを実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込みであることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>左記のとおり、認められる。</p>                                     |
| <p>(2) 業務委託費の配分基準の統一化等</p> <p>業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに</p>  | <p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化</p> <p>業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年</p>   | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>業務委託費の配分基準。</p>  | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 平成25年度の配分額の積算単価については、ベースとなる地方公務員の平均給与月額を最新のものに見直し、時間当たり金額を調整した。また、29年度についても同様の調整を実施した。</p> <p>2 また、農業委員会と農業協同組合とで異なっていた配分基準を見直し、同一基準とするとともに、被保険者数に応じて配分する手数料の</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>① 平成25年度及び29年度に積算単価の見直しを行った。</p> <p>② 農業委員会と農業協同組合の配分基準の統一化、配分基準の細分</p>   | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |

|   |  |  |   |  |  |
|---|--|--|---|--|--|
| <p>に、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p> | <p>度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。</p> | <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>計画どおり見直しが行われているか。</p> | <p>配分基準を細分化し3ランクから6ランクへと倍増した。<br/>3 このほか、業務量に変動がある場合には、それを踏まえた配分方法の見直しを行った。</p> | <p>化を実施した。<br/><br/>29年度においても、委託業務の業務量に応じた配分基準により配分を行うこととしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込みであることから、b 評定とした。<br/><br/>(評定区分)<br/>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br/>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/>b : 取組は十分である<br/>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する<br/>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> |  |
|---|--|--|---|--|--|

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

|                    |            |                   |                      |
|--------------------|------------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |            |                   |                      |
| 第1-5               | 業務運営能力の向上等 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —          | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|                 |      |                       |      |                    |      |      |      |                             |
|-----------------|------|-----------------------|------|--------------------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ     |      |                       |      |                    |      |      |      |                             |
| ①評価対象となる指標      | 達成目標 | (参考)<br>前中期目標期間最終年度値等 | 25年度 | 26年度               | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| ②評価の参考となるデータ    |      | (参考)<br>前中期目標期間最終年度値等 | 25年度 | 26年度               | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 基金職員研修の実施       |      |                       |      | 職員研修実施方針及び計画を新たに策定 |      |      |      |                             |
| 新任職員研修(カリキュラム数) |      |                       | 10   | 10                 | 10   | 10   |      |                             |
| 専門分野研修(種類)      |      |                       | 12   | 16                 | 17   | 15   |      |                             |
| 管理職員等研修(回数)     |      |                       |      | 1                  | 2    | 2    |      |                             |
| 基金役職員派遣件数       |      |                       | 94件  | 114件               | 115件 | 118件 |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価                               |   |   |   |   |        |                                     |  |
|--|---|---|---|---|--------|-------------------------------------|--|
| 中期目標   | 中期計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |        | 主務大臣による評価                           |  |
|  |   |   | 業務実績  | 自己評価  | (見込評価) | (期間実績評価)                            |  |
| 5 業務運営能力の向上等   | 5 業務運営能力の向上等  |   |   |   | B      |                                     |  |
| 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。 | (1) 農業者年金基金職員<br>基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の | <主な定量的指標><br><br><その他の指標><br>・ 初任者研修・専門研修の実施、民間研修の活用。<br>・ 研修等の実施方針の策定。 | <主要な業務実績><br>平成26年度に研修実施方針を定め、毎年度研修実施方針に基づき研修実施計画を策定、初任者研修・専門研修等の各種研修を実施するとともに、民間研修を活用することにより、職員の能力向上を図っている。<br><br>25年度～28年度の実績<br>○新任職員を対象とする研修<br>・ 新任職員研修 6回<br>・ 拡充研修 4回 | <評価と根拠><br>評価：b<br>毎年度、研修実施計画に基づき、初任者研修、専門研修等を行い、民間研修も活用した。<br><br>29年度においても同様に実施することとしており、中期計画における所期の目標を達成する見込みであることから、b評価とした。 | B      | 評価：b<br><評価に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |  |

|   |  |   |  |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |
|---|--|---|--|-------------------|------|---|------|-----------------------|------|----------|------|----------|--|--|--|
| <p>2回実施する。<br/>また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>   | <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>・ 初任者研修・専門研修を実施し、民間研修も活用しているか</p>   | <p>○年金資産の運用等に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債投資Σ3級コース（専門研修） 6回</li> <li>・ 債券・株式・ポートフォリオ入門（専門研修） 4回</li> <li>・ 債券初級者セミナー（専門研修） 1回</li> <li>・ 証券基礎講座（公共・公益法人編） 1回</li> <li>・ 資金運用内部研修 4回</li> </ul> <p>○その他専門研修等 59回</p> <p>○資格取得支援実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27年度<br/>ファイナンシャル・プランニング技能士2級 1名</li> <li>・ 28年度<br/>情報セキュリティマネジメント試験 2名<br/>年金アドバイザー3級 1名</li> </ul>   | <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |
| <p>(2) 業務受託機関担当者<br/>業務受託機関担当者については、業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>&lt;その他の指標&gt;<br/>・ 実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議の開催（都道府県段階業務受託機関）。<br/>・ 実務担当者等会議、新任担当者研修会の開催（市町村段階業務受託機関）。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>・ 都道府県段階の業務受託機関の新任担当者向けの研修会を実施しているか。<br/>・ 市町村段階業務受託機関担当者向け研修会を行うよう、都道府県段階業務受託機関を指導し、必要に応じて同研修会に基金役員等の派遣を行っているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 都道府県段階の業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）</p> <p>(1) 都道府県段階の業務受託機関を対象に、毎年度当初に、担当者会議を開催し、加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに、前年度の考査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。</p> <p>さらに、平成27年9月には、臨時の都道府県段階の担当者会議を開催し、会計検査の状況及び26年度業務実績の主務大臣評価結果（特に指摘事項）を説明し、意見交換を行った。</p> <p>担当者会議実施状況</p> <table border="1" data-bbox="982 1438 1576 1696"> <tr> <td>25年度</td> <td>25年4月23日、26年3月18日</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>26年4月22日(3月と4月の開催時期が近い<br/>ため26年度以降は年1回とした。)</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>27年4月23日、27年9月29日（臨時）</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>28年4月25日</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>29年4月18日</td> </tr> </table> <p>(2) 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び新任担当者を対象に、毎年度、新任担当者研修会を実施するとともに、26年度からは経営移譲及び支給停止等の専門業務研修会を開催し、受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図った。</p> | 25年度   | 25年4月23日、26年3月18日 | 26年度 | 26年4月22日(3月と4月の開催時期が近い<br>ため26年度以降は年1回とした。) | 27年度 | 27年4月23日、27年9月29日（臨時） | 28年度 | 28年4月25日 | 29年度 | 29年4月18日 | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b<br/>毎年度、都道府県段階業務受託機関を対象に、実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議、業務連絡協議会を開催した。また、同内容を市町村業務受託機関に周知するよう指導するとともに、市町村業務受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等を実施するよう指導し、当該研修会等に、基金の役職員を派遣した。</p> <p>29年度においても同様に取り組むこととしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込みであることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> | <p>評定：b<br/>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる。</p> |  |
| 25年度  | 25年4月23日、26年3月18日  |   |  |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |
| 26年度  | 26年4月22日(3月と4月の開催時期が近い<br>ため26年度以降は年1回とした。)  |   |  |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |
| 27年度  | 27年4月23日、27年9月29日（臨時）  |   |  |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |
| 28年度  | 28年4月25日   |   |  |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |
| 29年度  | 29年4月18日   |   |  |                   |      |   |      |                       |      |          |      |          |  |  |  |

各研修会実施状況

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 25年度農業者年金新任担当者及び総合指導員合同研修会      | 25年5月21～22日 |
| 26年度農業者年金新任担当者及び総合指導員合同研修会      | 26年4月23日    |
| 26年度農業者年金支給停止等専門研修会             | 26年8月4日     |
| 27年度農業者年金新任担当者及び総合指導員合同研修会      | 27年4月24日    |
| 27年度農業者年金経営移譲等専門研修会             | 27年6月3日     |
| 28年度農業者年金業務担当者及び総合指導員合同第1回業務研修会 | 28年4月26日    |
| 28年度農業者年金業務担当者及び総合指導員合同第2回業務研修会 | 28年5月11～12日 |
| 29年度農業者年金新任者研修会                 | 29年4月17日    |
| 29年度農業者年金業務担当者及び総合指導員新任者等業務研修会  | 29年5月10～11日 |
| 29年度農業者年金業務担当者及び総合指導員専門業務研修会    | 29年6月6～7日   |

(3) 毎年度10月から11月にかけて全国を6つブロックに分けて会議を開催し、下半期の加入推進の取組強化等について協議するとともに、資産運用状況等を説明した。

27年度からは会計検査の状況及び主務大臣評価での指摘事項を受けた対応案について説明し、実体を伴った経営移譲等の確保に必要な事務処理の見直し等についても説明した。

(4) 毎年2月頃に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表道府県の幹事等による業務連絡協議会を開催し、翌年度以降加入推進の取組方針案等について意見交換を行うとともに、農業者年金事業の実施についても意見交換を行った。また、26年度及び27年度については、会計検査院からの処置要求を受けた実体を伴った経営移譲等の確保のための事務処理等について説明し、協議を行った。

業務連絡協議会開催日

|      |          |
|------|----------|
| 25年度 | 26年1月31日 |
| 26年度 | 27年2月12日 |
| 27年度 | 28年2月25日 |
| 28年度 | 29年2月 6日 |

c : 取組はやや不十分であり、改善を要する

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するとともに、必要に応じて、基金から役員等 の派遣を行う。

2 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）  
都道府県段階の業務受託機関に対して、毎年4月に開催した担当者会議、新任担当者研修会及び10月から11月に開催したブロック別担当者会議等において説明された内容を、市町村段階の業務受託機関に周知するよう要請した。

また、市町村段階の業務受託機関を対象とする研修会等を実施するよう指導するとともに、当該研修会等へ基金より役員等を派遣し、実体を伴った経営移譲等の確保のための事務処理等について指導を行った。

|      | 役員派遣件数 | うち給付関係業務 |
|------|--------|----------|
| 25年度 | 94件    | 27件      |
| 26年度 | 114件   | 30件      |
| 27年度 | 115件   | 32件      |
| 28年度 | 118件   | 36件      |

3 研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、28年度以降、業務研修において各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにした。

4 27年10月に会計検査院からの指摘を受けた事務手続きの改善措置のため、農業経営の再開可能性のある受給者の諸名義の確認体制の整備等について、28年3月28日付けで「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」及び「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」（基金理事長通知）の一部改正を行い、28年4月の担当者会議で都道府県段階の業務受託機関に対して改正内容の説明を行い、周知徹底した。

また、現況届に係る事務処理については、わかりやすいマニュアルを作成し、現況届の作業が始まる前に業務受託機関へ配布し、研修等での説明を行った。

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

|                    |            |                   |                      |
|--------------------|------------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |            |                   |                      |
| 第1-6               | 内部統制の充実・強化 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —          | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|             |           |                           |       |       |       |       |      |                             |
|-------------|-----------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |           |                           |       |       |       |       |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標      | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 考査指導機関数     | 年間240機関程度 |                           | 266機関 | 264機関 | 265機関 | 255機関 |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価              |  |  |   |  |  |          |  |
|---|--|--|---|--|--|----------|--|
| 中期目標  | 中期計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  | 主務大臣による評価  |          |  |
|   |  |  | 業務実績  | 自己評価   | (見込評価)   | (期間実績評価) |  |
| 6 内部統制の充実・強化  | 6 内部統制の充実・強化   |  |   |  |  | B        |  |
| (1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。 | (1) 平成25年度当初に基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 内部統制の充実・強化。</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 計画どおり統制基本方針を策定し、内部統制の充実・強化に取り組んでいるか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成25年4月に内部統制基本方針を策定し、監事監査・内部監査の結果も踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組んだ。その後、26年7月にはリスクを統一的に管理する観点からのリスク管理委員会の位置づけの見直しを内容として、27年5月には独立行政法人通則法の改正を踏まえた内部統制の体制の充実に向けての内部統制推進担当役員の指定等を内容として、それぞれ当該基本方針の改正を行った。</p> <p>これに加え、内部統制の更なる充実を図るため、29年3月に「独立行政法人農業者年金基金内部統制の体制及び推進に関する規程」を制定し、基金における内部統制の体制をより明確にした。</p> <p>(具体的な業務実績は(2)、(3)の欄を参照)</p> | <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b</p> <p>「内部統制基本方針」を平成25年4月に策定し、その後も内部統制の充実・強化に取り組んだ。</p> <p>29年度も同様に取組むこととしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評価：b</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |          |  |

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
| <p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>   | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>&lt;その他の指標&gt;<br/>理事長による内部統制の取組の指示。<br/>&lt;評価の視点&gt;<br/>計画どおり、<br/>・理事長は、取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組んでいるか。</p>  | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>理事長は、中期計画・年度計画の進捗管理及び業務実績の自己評価、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を経営管理会議において把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るため経営管理会議やその下部組織である役員部課長会においてヒアリングの実施等モニタリングを行っている。</p>  | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/>評定：b<br/>経営管理会議において、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行っている。<br/>29年度も同様に取組むこととしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b評定とした。<br/><br/>(評定区分)<br/>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br/>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/>b：取組は十分である<br/>c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br/>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b<br/>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる。</p> |  |
| <p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。<br/>① コンプライアンスの推進<br/>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うと</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>&lt;その他の指標&gt;<br/>・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。<br/>・リスク管理委員会の開催。<br/>・内部監査の実施。<br/>&lt;評価の視点&gt;<br/>・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>1 コンプライアンスの推進<br/>役職員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役職員に対し法令規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。<br/>また、コンプライアンス委員会を毎年度2回(上半期及び下半期)開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表している。<br/>なお、コンプライアンスに違反する事案は発生していない。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/>評定：b<br/>① コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況をホームページで公表した。<br/>② 平成25年度当初にリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、リスク管理マニュアル等を策定してリスク管理を徹底した。以後毎年度実績業務実績欄記載の措置等講じてリスク管理の更なる徹底を図ってきた。<br/>③ 25年度から28年度まで中期計画に従い、基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、毎年度内部監査を実施し、「内部監査報告書」に取り</p>          | <p>評定：b<br/>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる</p>  |  |



|   |  |   |  |   |  |  |
|---|--|---|--|---|--|--|
| <p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。</p> | <p>ともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p> <p>② リスク管理の徹底</p> <p>平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク管理委員会を開催し、行動計画やリスク管理マニュアル等を策定しているか。</li> <li>・ 内部監査を実施しているか。</li> </ul> | <p>2 リスク管理の徹底</p> <p>(1) 平成25年4月1日に「独立行政法人農業者年金基金のリスク管理及び危機対策に関する規程」を制定、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、28年度まで毎年度2回（上半期及び下半期）委員会を開催してきた。</p> <p>(2) 同委員会では、監事監査・内部監査の結果及びリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位付けをした上で、リスク管理マニュアル等の制定、重点項目のモニタリング等を行ってリスク管理を徹底している。</p> <p>[リスク管理委員会設置以降各年度における措置等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク管理委員会に外部専門家（CIO補佐官、会計監査法人、年金コンサルタント）の参加を得て、その知見を活用（26年度～）</li> <li>・ 統合的にリスクを管理する観点から、業務全体について、リスクの分類と各リスクの定義を決めた上で、各リスクの対応方針を作成し、その概要をホームページに掲載（26年度）</li> <li>・ リスク管理委員会において、監事監査報告及び考査指導結果への対応状況のモニタリングを実施（27年度～）</li> <li>・ 業務のまとまりのある10人未満のグループでの定例の班会議を通じて職員間の「使えるナマ」の情報共有・改善提案を推進（27年度～）</li> <li>・ 各業務の業務フローごとに内在するリスク因子の一層網羅的な洗い出しと、適切な評価、重大なリスクへの予防的措置の検討、リスク管理者等によるモニタリングの徹底のため、リスク管理マニュアル等の様式を見直し（28年度～）</li> <li>・ リスク管理委員会での議論の重点をリスク管理に係るPDCAサイクルのC（業務運営の点検・評価）に移すことを前提に、リスク対応方針の総点検を実施（28年度）</li> <li>・ 事務ミスが発生した場合、「なぜなぜ分析」の手法を用いて原因分析を行った上で、その結果を踏まえた対処方針についてリスク管理委員会等で報告させることで、業務手順を自ら見直し改善する考え</li> </ul> | <p>まとめて理事長へ報告している。</p> <p>29年度においても各取組を実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込みであることからb評価とした。</p> <p>（評価区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</li> <li>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</li> <li>b：取組は十分である</li> <li>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</li> <li>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</li> </ul> |  |  |
|---|--|---|--|---|--|--|

|   |  |  |   |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
|---|--|--|---|----------|--|--|------|----------|----------|------|---------|----------|------|----------|----------|------|----------|----------|--|--|--|
|   | <p>③ 内部監査の実施<br/>基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>   |  | <p>方を導入（28年度～）</p> <p>3 内部監査の実施<br/>25年度から28年度まで毎年度、「内部監査規程」に基づき内部監査計画等を作成し、当該計画等に従い基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について内部監査を行い、その結果を「内部監査報告書」に取りまとめて理事長へ報告している。<br/>内部監査報告書で指摘した事項については、対応状況を翌年度の内部監査項目とすることにより、確実に実施されているかを確認している。<br/>また、29年度においても「内部監査規程」に基づき、適正に内部監査を実施する予定としている。<br/>なお、内部監査規程については、27年の独立行政法人通則法等の改正に伴い、内部監査の範囲、方法等の明確化を図るため、27年3月に改正を実施している。</p>  |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
| <p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p> | <p>(4) 加入者の代表等の意見の反映<br/>加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>&lt;その他の指標&gt;<br/>運営評議会の開催。<br/>&lt;評価の視点&gt;<br/>・ 運営評議会を開催し、議事要旨を公表しているか。<br/>・ 運営評議会での意見を業務運営に反映させているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>毎年、9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び前年度の業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び翌年度の年度計画を議題とする運営評議会を開催し、基金の業務運営について広く意見を求めて加入推進の方法等業務運営に反映させた。また、運営評議会の議事要旨及び会議資料についてホームページで公表している。</p> <table border="1" data-bbox="1041 1188 1570 1398"> <tr> <td colspan="3">運営評議会開催日</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>25年9月24日</td> <td>26年3月10日</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>26年9月9日</td> <td>27年3月18日</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>27年9月14日</td> <td>28年3月25日</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>28年9月13日</td> <td>29年3月21日</td> </tr> </table> | 運営評議会開催日 |  |  | 25年度 | 25年9月24日 | 26年3月10日 | 26年度 | 26年9月9日 | 27年3月18日 | 27年度 | 27年9月14日 | 28年3月25日 | 28年度 | 28年9月13日 | 29年3月21日 | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/>評定：b<br/>毎年度、9月及び3月に運営評議会を開催し、広く意見を求めて業務運営に反映させた。また、その議事要旨をホームページで公表した。<br/>平成29年度も同様に取組むこととしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)<br/>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br/>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br/>b：取組は十分である<br/>c：取組はやや不十分であり、改善を要する<br/>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b<br/>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる。</p> |  |
| 運営評議会開催日  |  |  |   |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
| 25年度  | 25年9月24日   | 26年3月10日   |   |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
| 26年度  | 26年9月9日  | 27年3月18日   |   |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
| 27年度  | 27年9月14日   | 28年3月25日   |   |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
| 28年度  | 28年9月13日   | 29年3月21日   |   |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |
| <p>(2) 業務受託機関に</p>  | <p>(5) 業務受託機関の事</p>  | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p>   | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p>  |          |  |  |      |          |          |      |         |          |      |          |          |      |          |          |  |  |  |

| <p>おける事務処理に<br/>対しての考査指導<br/>については、委託<br/>業務が適正かつ効<br/>率的・効果的に行<br/>われるよう、対象<br/>業務受託機関数を<br/>増加させ、平成25<br/>年度から毎年度<br/>240程度（業務受託<br/>機関の約1割）の<br/>業務受託機関に対<br/>し計画的に実施す<br/>る。</p> <p>また、考査指導<br/>を実施する業務受<br/>託機関の選定に当<br/>たっては、業務量<br/>や事務処理の状況<br/>等を踏まえ、必要<br/>性が高い業務受託<br/>機関を優先する。</p> <p>さらに、考査指<br/>導により把握した<br/>事例や注意すべき<br/>課題等については、<br/>毎年の研修会<br/>等を通じて周知徹<br/>底するなど、考査<br/>指導の効果の浸透<br/>に努める。</p> | <p>務処理の適正化等<br/>業務受託機関に<br/>おける事務処理に<br/>対しての考査指導<br/>については、委託業<br/>務が適正かつ効率<br/>的・効果的に行われ<br/>るよう、以下の取組<br/>を実施する。</p> <p>① 毎年度240程度<br/>の業務受託機関<br/>に対し考査指導<br/>を計画的に実施<br/>する。また、考査<br/>指導を実施する<br/>業務受託機関の<br/>選定に当たって<br/>は、業務受託機関<br/>の業務量、委託費<br/>及び事務処理の<br/>状況を踏まえ、対<br/>象となる業務受<br/>託機関を選定す<br/>る。</p> <p>② 考査指導によ<br/>り把握した事例<br/>や注意すべき課<br/>題等の考査指導<br/>結果について、担<br/>当者会議や研修<br/>会等を通じて周<br/>知徹底するなど、<br/>考査指導の効果<br/>の浸透を図る。</p> | <p>考査指導機関数。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>考査指導の効果の浸<br/>透。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>・考査指導対象受託機<br/>関を毎年度240程度選<br/>定し、計画的に考査指<br/>導を行っているか。<br/>・考査指導の効果の浸<br/>透を図っているか。</p> | <p>1 考査指導の対象となる業務受託機関については、農業委員会及び農業協同組合ごとに、農業者年金加入者数（新・旧制度の受給権者・待期者、新制度の被保険者の合計数。）の多い順に並べ、その上位にある1,200程度の業務受託機関を今中期計画期間5年間分の考査指導対象業務受託機関として予め選定し、計画的に、毎年度その1/5に相当する240機関程度を対象に6月から12月にかけて考査指導を行った。</p> <p>年度別考査指導実施実績（29年度は実績見込）</p> <table border="1" data-bbox="982 489 1644 621"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計</td> <td>266</td> <td>264</td> <td>265</td> <td>255</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>累 計</td> <td>266</td> <td>530</td> <td>795</td> <td>1,050</td> <td>1,309</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等の考査指導の結果等については、毎年4月に実施される都道府県段階の業務受託機関を対象とする担当者会議で説明し周知徹底を図るとともに、各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関対象の会議等を通じ周知を図るよう依頼した。</p> <p>考査指導においては、冒頭、前年度の考査指導結果等について説明を行い、事務の適正化に向けた注意喚起を行った。また、考査指導の際に出された意見・要望については、基金として回答を取りまとめ、都道府県段階の業務受託機関を通じて回答・配布した。</p> <p>3 会計検査院からの指摘事項や前年度の考査指導結果等を踏まえ、毎年度考査指導調査票の見直しを行い、考査指導内容の見直し・強化に努めている。特に平成28年度においては、会計検査院からの指摘を踏まえた手続き等の大幅な見直しに伴い、調査票の内容を大幅に拡充・強化するとともに、農業委員会の標準的な考査指導時間を30分延長した。</p> <p>4 考査指導の対象とならなかった業務受託機関の事務処理等の適正化に資するため、考査指導セルフチェックシートを作成しており、その内容については、考査指導調査票に準じて毎年度見直し・強化を図っている。また、28年度においては、会計検査院からの指摘を踏まえ、事務処理等の一層の適正化に向けてセルフチェックシートの利用拡大を図るため、各県における研修会等での配布・利用指導が行えるよう配布時期を従来の6月から4月の業務受託機関担当者会議に早める等の取組を行った。</p> |       | 25年度  | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度計 | 266 | 264 | 265 | 255 | 259 | 累 計 | 266 | 530 | 795 | 1,050 | 1,309 | <p>&lt;評定と根拠&gt;<br/>評定：b<br/>平成25年度から28年度までの考査指導実施機関数の累計は1,050機関であり、毎年度240機関実施した場合の同期間相当数である960機関に対する割合は109%となっている。</p> <p>また、①4月の都道府県段階の業務受託機関担当者会議等で考査指導の結果について周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の業務受託機関の担当者に対して各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼した。②会計実地検査の結果等については、都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、業務の適正化に向けた注意喚起を行った。③考査指導関係調査票を見直し、重要な通知等の変更内容を考査指導内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況に応じた指導を行った。</p> <p>29年度も259機関程度を対象に計画的に考査指導を実施するとともに、考査指導の効果の浸透を図ることとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成する見込であることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)<br/>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある<br/>a：数値の達成度合が120%以上<br/>b：数値の達成度合が100%以上120%未満<br/>c：数値の達成度合が80%以上100%未満<br/>d：数値の達成度合が80%未満</p> | <p>評定：b<br/>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる。</p> |  |
|---|--|--|--|-------|-------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|--|--|--|
|   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度  | 29年度  |      |      |      |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |  |  |  |
| 年度計   | 266  | 264  | 265  | 255   | 259   |      |      |      |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |  |  |  |
| 累 計   | 266  | 530  | 795  | 1,050 | 1,309 |      |      |      |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |  |  |  |
| (3) 情報セキュリティ  | (6) 情報セキュリティ   | <主な定量的指標>  | <主要な業務実績>  |       |       |      |      |      |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |  |  |  |

ィに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

対策については、以下の取組を実施する。  
① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。

② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交

＜その他の指標＞

- ・ 情報セキュリティ規程の見直し。
- ・ 農水省との情報交換。

＜評価の視点＞

- ・ 情報セキュリティ規程を見直しているか。
- ・ 農水省との情報交換を行っているか。

1 政府機関統一基準群等の見直しがあった場合には、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」を適宜改正している。

なお、平成28年8月に政府機関統一基準群等の見直しが行われ、「統一規範」及び「指針」が新たに制定されたことに伴い、情報セキュリティ規程及び同細則を大幅に見直し、基金の保有する全てのシステムを対象とした「情報セキュリティポリシー」（仮称）を策定することが必要となったため、29年度前半の策定に向けて準備を進めている。

27年6月に発覚した日本年金機構の個人情報漏洩問題を自らの課題として捉え、まず初動動作として、情報セキュリティ及び個人情報保護管理に関する緊急の自己点検を役職員に実施するとともに不審メール等への対応方針を周知した。また、27年8月に「厚労省第三者委員会報告」、「サイバーセキュリティ戦略本部報告」、「日本年金機構調査結果」が相継いで公表され、そこでの対策内容を参考にしつつ基金内で検討した結果、早急に実施する措置として、以下の対策を講じた。

- ・ 不審メールに対する基本的な対応を経営管理会議で決定し、役職員に周知徹底
  - ・ 平成27年度以降は標的型メール訓練を新たに導入することとし、抜き打ちで2回実施
  - ・ 個人情報を扱うシステムと端末を、インターネットから遮断するための改修を実施（27年9月）
  - ・ これに加え役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修（効果測定付き）を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行った。
- この他にも28年度の対応として
- ・ 基金LAN内のファイル操作等のログ収集機能を導入
  - ・ 新たなファイヤーウォール（WAF）を導入

等を行った結果、当基金に不審メールが断続的に送りつけられる状況が発生しているにもかかわらず、基金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されていたことにより、何ら被害の発生はなかった。なお、この不審メールの大量送付の経験を踏まえ、セキュリティ対策を一層強化することとし、インターネットで閲覧可能なサイトを制限するとともに、基金役職員全員のメールアドレスの変更を実施した。

2 農林水産省から、システムの脆弱性等情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、直ちに基金内のシステムに導入しているセキュリティソフトを最新版に更新するなど迅速かつ適切に対応し、その対応状況等を報告した。

また、企画調整室を窓口として農林水産省の農業者年金担当課へ連絡する体制を整え、基金内で発生した情報セキュリティに関する問題等について、農林水産省へ遅滞なく報告した。

＜評定と根拠＞

評定：a

情報セキュリティ規程について、政府統一基準群等を踏まえた見直しを行うとともに、情報セキュリティ研修を行って定量的な効果測定を実施すること等により継続的に情報セキュリティ対策の向上に努めている。

また、農林水産省からの情報セキュリティに関する情報提供に迅速かつ適切に対応し、整備された連絡体制の下で、その対応状況や、情報セキュリティに関する問題等を農林水産省へ遅滞なく報告している。

29年度においても同様の取組を行うこととしている。

加えて、27年6月の日本年金機構の個人情報漏洩問題を受け、自ら迅速かつ確に個人情報の漏洩防止等に必要な対策を措置し、リスクを軽減したことを鑑み、中期計画における前期の目標を上回る成果を達成すると見込まれることから、a評定とした。

（評定区分）

- s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b：取組は十分である
- c：取組はやや不十分であり、改善を要する
- d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：a

＜評定に至った理由＞

左記のとおり、毎年度、計画どおり、情報セキュリティ対策の向上に取り組んでいることに加え、27年6月の日本年金機構の個人情報漏洩問題を受け、迅速かつ確に個人情報の漏洩防止等に必要な対策を措置し、リスクを軽減したことから、a評定とした。

換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

なお、本中期目標期間内において、システム関係の事故・障害等は発生していない。

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅲ 財務内容の改善に関する事項)

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |               |                   |                      |
|--------------------|---------------|-------------------|----------------------|
| 第3                 | 財務内容の改善に関する事項 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —             | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |      |                           |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|---------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |                           |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価  |   |   |  |   |  |           |  |
|---|---|---|--|---|--|-----------|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |  | 主務大臣による評価 |  |
|   |   |   | 業務実績   | 自己評価  | (見込評価)   | (期間実績評価)  |  |
| 第4 財務内容の改善に関する事項                                      | 第3 財務内容の改善に関する事項  |   |  |   |  | B         |  |
| 1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。 | 1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。<br>また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権分類の見直し。</li> <li>担保物件の評価の見直し。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度債権分類の見直しを行い、それに基づく債権の管理・回収を行っているか。</li> <li>毎年度担保物件の評価の見直しを行っているか。</li> </ul> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>全ての貸付金債権について、前年度末の状況に対応して、毎年度、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。</p> <p>2 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、毎年度、全て評価の見直しを行った。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>全ての貸付金債権について、毎年度、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても、毎年度、全て評価の見直しを行った。</p> <p>29年度においても同様に実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |           |  |

|  |   |  |   |   |  |
|--|---|--|---|---|--|
|  |   |  |   | d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する  |  |
| 2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 | 2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金の算定ルール。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに基づき算定を行っているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高に留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき、対前年度予算に対し一般管理費は3%、業務経費は1%それぞれ削減し算定した。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき行っており、中期計画における所期の目標を十分に達成していることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (IV 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)

|                    |                             |                   |                      |
|--------------------|-----------------------------|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                             |                   |                      |
| 第4                 | 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —                           | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |                   |                           |  |   |   |  |      |                                 |
|-------------|-------------------|---------------------------|--|---|---|--|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標              | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度   | 26年度  | 27年度  | 28年度   | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必<br>要な情報 |
| 一般管理費削減率    | 少なくとも対前年度<br>比△3% |                           | △3.1%(24年度予算と25<br>年度予算の比較)<br>△9.5%(24年度予算と25<br>年度実績の比較) | △3.3%(25年度予算と26<br>年度予算の比較)<br>△19.6%(25年度予算と2<br>6年度実績の比較) | △3.0%(26年度予算と27<br>年度予算の比較)<br>△16.0%(26年度予算と27<br>年度実績の比較) | △3.0%(27年度予算と28<br>年度予算の比較)<br>△3.1%(27年度予算と28<br>年度実績の比較) |      |                                 |
| 事業費削減率      | 少なくとも対前年度<br>比△1% |                           | △6.1%(24年度予算と25<br>年度予算の比較)<br>△8.8%(24年度予算と25<br>年度実績の比較) | △1.3%(25年度予算と26<br>年度予算の比較)<br>△1.8%(25年度予算と26<br>年度実績の比較)  | △1.0%(26年度予算と27<br>年度予算の比較)<br>△3.2%(26年度予算と27<br>年度実績の比較)  | △1.0%(27年度予算と28<br>年度予算の比較)<br>△1.1%(27年度予算と28<br>年度実績の比較) |      |                                 |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 |                                |  |  |  |  |           |  |
|--|--------------------------------|--|--|--|--|-----------|--|
| 中期目標   | 中期計画                           | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |  | 主務大臣による評価 |  |
|  |                                |  | 業務実績   | 自己評価   | (見込評価)   | (期間実績評価)  |  |
|  | 第4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 |  |  |  |  | B         |  |
|  | 別紙                             | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費削減率</li> <li>事業費削減率</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>削減率の目標を達成しているか。</li> </ul> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>一般管理費については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、平成25年度から28年度までの各年度とも3%以上の減とし、目標を達成した。</p> <p>事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、25年度から28年度までの各年度とも1%以上の減とし、目標を達成した。</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>各年度とも一般管理費及び事業費ともに削減目標を達成した。</p> <p>平成29年度においても同様に取組むこととしており、中期目標における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |           |  |



|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>   |  |
|  | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>予算、収支計画、資金計画。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行っているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行っている。</p> <p>(予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)</p> | <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：b</p> <p>各年度予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行った。</p> <p>平成29年度も同様に資金の配分を行うこととしており、中期目標における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評定：b</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (V 短期借入金の限度額)

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |           |                   |                      |
|--------------------|-----------|-------------------|----------------------|
| 第5                 | 短期借入金の限度額 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —         | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |            |                           |      |      |      |      |      |   |
|-------------|------------|---------------------------|------|------|------|------|------|---|
| 評価対象となる指標   | 達成目標       | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報                                   |
| 短期借入金実績     | 2億円(限度額)   |                           | —    | —    | —    | —    | —    | ・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2億円<br>・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は924億円 |
|             | 924億円(限度額) |                           | —    | —    | —    | —    | —    |   |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 |  |   |                                  |  |        |           |  |
|--|--|---|----------------------------------|--|--------|-----------|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価                     |  |        | 主務大臣による評価 |  |
|  |  |   | 業務実績                             | 自己評価   | (見込評価) | (期間実績評価)  |  |
|  | <b>第5 短期借入金の限度額</b><br>1 2億円<br>(想定される理由)<br>運営費交付金の受入れの遅延。<br><br>2 924億円<br>(想定される理由)<br>独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。 | <主な定量的指標><br>借入限度額。<br><br><その他の指標><br><br><評価の視点><br>借入限度額の範囲内であったか。 | <主要な業務実績><br>短期借入金については、実績がなかった。 | <評定と根拠><br>評定：—<br><br>(評定区分)<br>b：限度額の範囲である<br>d：限度額の範囲を超えた | 評定：—   |           |  |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (VI 長期借入金)

|                    |   |                   |                      |
|--------------------|---|-------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |                   |                      |
|                    |   | 長期借入金の限度額         |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

|             |      |                           |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|---------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |                           |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |                           |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価  |         |   |   |          |         |                 |   |   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
|---|---------|---|---|----------|---------|-----------------|---|---|----|--------|--|--------|--------|--------|-----------------|--|-------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|------------|----|----|----|----|----|----|---|---|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---|---|------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|---|---|------|------|------|------|------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---|---|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---|---|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|
| 中期目標  | 中期計画    | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |          |         |                 | 主務大臣による評価   |   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
|   |         |   | 業務実績  |          | 自己評価    | (見込評価)          | (期間実績評価)  |   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
|   |         | ◎ 長期借入金   |   |          |         |                 | B   |   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 |         | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市中金利情勢等</li> <li>・応札倍率</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>極力有利な条件での借入れを行っているか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成25年度から28年度の各年度、法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を実施したことにより、各年とも有利な条件での借入れを行った。</p>   |          |         |                 | <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： b</p> <p>毎年度、市中金利情勢等を考慮し、競争入札を実施したことにより、各年とも有利な条件での借入れを行った。29年度においても同様に実施することとしており、所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>評価： b</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>左記のとおり、認められる。</p> |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
|   |         |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度<br/>(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入年月日</td> <td>H25.8.7</td> <td>H25.11.6</td> <td>H26.2.6</td> <td>H27.2.3</td> <td>H28.2.2</td> <td>H29.2.3</td> <td>H29.11.2</td> <td>H30.2.2</td> </tr> <tr> <td>借入相手方(機関数)</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>28</td> <td>56</td> <td>33</td> <td>43</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>借入金額(百万円)</td> <td>23,500</td> <td>29,100</td> <td>29,900</td> <td>77,700</td> <td>75,100</td> <td>60,200</td> <td>35,717</td> <td>28,865</td> </tr> <tr> <td>借入利率(平均金利)</td> <td>0.241%</td> <td>0.191%</td> <td>0.192%</td> <td>0.152%</td> <td>0.145%</td> <td>0.1022%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>H30.8.6</td> <td>H30.11.5</td> <td>H31.2.5</td> <td>H32.1.31</td> <td>H33.2.1</td> <td>H34.2.2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>応札倍率</td> <td>7.58</td> <td>4.67</td> <td>4.72</td> <td>2.94</td> <td>4.90</td> <td>2.35</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国債(5年)</td> <td>0.270%</td> <td>0.200%</td> <td>0.205%</td> <td>0.050%</td> <td>0.020%</td> <td>△ 0.135%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>政府保証債(5年)</td> <td>0.289%</td> <td>0.221%</td> <td>0.223%</td> <td>0.060%</td> <td>0.095%</td> <td>△ 0.001%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ(5年)</td> <td>0.490%</td> <td>0.400%</td> <td>0.390%</td> <td>0.280%</td> <td>0.190%</td> <td>0.130%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>長期プライムレート</td> <td>1.350%</td> <td>1.200%</td> <td>1.250%</td> <td>1.050%</td> <td>1.100%</td> <td>0.950%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> |          |         |                 |   |   | 区分 | 平成25年度 |  | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度<br>(見込み) |  | 借入年月日 | H25.8.7 | H25.11.6 | H26.2.6 | H27.2.3 | H28.2.2 | H29.2.3 | H29.11.2 | H30.2.2 | 借入相手方(機関数) | 25 | 40 | 28 | 56 | 33 | 43 | — | — | 借入金額(百万円) | 23,500 | 29,100 | 29,900 | 77,700 | 75,100 | 60,200 | 35,717 | 28,865 | 借入利率(平均金利) | 0.241% | 0.191% | 0.192% | 0.152% | 0.145% | 0.1022% | — | — | 償還期限 | H30.8.6 | H30.11.5 | H31.2.5 | H32.1.31 | H33.2.1 | H34.2.2 | — | — | 応札倍率 | 7.58 | 4.67 | 4.72 | 2.94 | 4.90 | 2.35 | — | — | 国債(5年) | 0.270% | 0.200% | 0.205% | 0.050% | 0.020% | △ 0.135% | — | — | 政府保証債(5年) | 0.289% | 0.221% | 0.223% | 0.060% | 0.095% | △ 0.001% | — | — | 金利スワップ(5年) | 0.490% | 0.400% | 0.390% | 0.280% | 0.190% | 0.130% | — | — | 長期プライムレート | 1.350% | 1.200% | 1.250% | 1.050% | 1.100% | 0.950% | — | — |
| 区分  | 平成25年度  |   | 平成26年度  | 平成27年度   | 平成28年度  | 平成29年度<br>(見込み) |   |   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 借入年月日   | H25.8.7 | H25.11.6  | H26.2.6   | H27.2.3  | H28.2.2 | H29.2.3         | H29.11.2  | H30.2.2   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 借入相手方(機関数)  | 25      | 40  | 28  | 56       | 33      | 43              | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 借入金額(百万円)   | 23,500  | 29,100  | 29,900  | 77,700   | 75,100  | 60,200          | 35,717  | 28,865  |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 借入利率(平均金利)  | 0.241%  | 0.191%  | 0.192%  | 0.152%   | 0.145%  | 0.1022%         | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 償還期限  | H30.8.6 | H30.11.5  | H31.2.5   | H32.1.31 | H33.2.1 | H34.2.2         | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 応札倍率  | 7.58    | 4.67  | 4.72  | 2.94     | 4.90    | 2.35            | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 国債(5年)  | 0.270%  | 0.200%  | 0.205%  | 0.050%   | 0.020%  | △ 0.135%        | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 政府保証債(5年)   | 0.289%  | 0.221%  | 0.223%  | 0.060%   | 0.095%  | △ 0.001%        | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 金利スワップ(5年)  | 0.490%  | 0.400%  | 0.390%  | 0.280%   | 0.190%  | 0.130%          | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |
| 長期プライムレート   | 1.350%  | 1.200%  | 1.250%  | 1.050%   | 1.100%  | 0.950%          | —   | —   |    |        |  |        |        |        |                 |  |       |         |          |         |         |         |         |          |         |            |    |    |    |    |    |    |   |   |           |        |        |        |        |        |        |        |        |            |        |        |        |        |        |         |   |   |      |         |          |         |          |         |         |   |   |      |      |      |      |      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |          |   |   |           |        |        |        |        |        |          |   |   |            |        |        |        |        |        |        |   |   |           |        |        |        |        |        |        |   |   |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                      |                   |                      |
|--------------------|--------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 第6-1               | 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費 の効率化に関する目標を含む。) |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —                                    | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |       |                           |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|-------|---------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標  | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 年度末の常勤職員数   | 75人以下 | 28年度末 74人                 | 75人  | 75人  | 74人  | 74人  |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 |  |  |  |  |                                     |          |
|--|--|--|--|--|-------------------------------------|----------|
| 中期目標   | 中期計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  | 主務大臣による評価                           |          |
|  |  |  | 業務実績   | 自己評価   | (見込評価)                              | (期間実績評価) |
|  | 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項   |  |  |  |                                     |          |
|  | 1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)  |  |  |  |                                     | B        |
|  | (1) 方針<br>農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。 | <主な定量的指標><br><その他の指標> 専門研修の実施。<br><評価の視点> 専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。 | <主要な業務実績><br>研修の基本方針及び毎年度の研修実施計画に基づき、新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修に加え、新任者拡充研修及び年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っている。 | <評価と根拠><br>評価：b<br>新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っている。<br>29年度においても同様に実施することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b 評価とした。<br><br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br>b：取組は十分である<br>c：取組はやや不十分であり、改善を要する | 評価：b<br><評価に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |          |

|  |  |   |  |                                      |
|--|--|---|--|--------------------------------------|
|  |  |   | d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する   |                                      |
| (2) 人員に関する指標<br>期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。<br><br>(参考1)<br>期初の常勤職員数 75人<br>期末の常勤職員数の見込み 74人<br><br>(参考2)<br>中期目標期間中の人件費総額見込み 3,148百万円 | <主な定量的指標><br>常勤職員数<br><br><その他の指標><br><br><評価の視点><br>期末の常勤職員数が期初の98.7%となっているか。 | <主要な業務実績><br>期初(平成26年4月)の常勤職員数75人から、28年度末までに常勤職員数を目標である74人(98.7%)に削減した。 | <評定と根拠><br>評定: b<br>中期計画における所期の目標を十分に達成していることから、b評定とした。<br><br>(評定区分)<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある<br>b : 取組は十分である<br>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する<br>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する | 評定: b<br><評定に至った理由><br>左記のとおり、認められる。 |

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |              |                   |                      |
|--------------------|--------------|-------------------|----------------------|
| 第6-2               | 積立金の処分に関する事項 |                   |                      |
| 当該項目の重要度、難易度       | —            | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0070 |

| 2. 主要な経年データ |      |                           |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|---------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考)<br>前中期目標期間最終<br>年度値等 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |                           |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 |  |  |   |   |   |          |
|--|--|--|---|---|---|----------|
| 中期目標   | 中期計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   | 主務大臣による評価   |          |
|  |  |  | 業務実績  | 自己評価  | (見込評価)  | (期間実績評価) |
|  | 2 積立金の処分に関する事項   |  |   |   | B   |          |
|  | <p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費<br/>(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む)<br/>(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>現預金の経費への充当。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>積立金の処分が適切であるか。</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、平成25年度から28年度までの各年度とも指定された経費の一部に充当した。</p> | <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：b<br/>前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が償還されたことによる現預金について、計画どおり、指定された経費の一部に充当した。<br/>29年度においても、同様に措置することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)<br/>b：積立金の処分は適切である<br/>d：積立金の処分は不適切である</p> | <p>評価：b</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>左記のとおり、認められる。</p> |          |